

第七十回国会 衆議院 商工委員会 議録 第二号

昭和四十七年十一月八日(水曜日)

午前十四時四十八分開議

出席委員

委員長 蔵内 修治君

理事 稻村 佐四郎君

理事 左藤 恵君

理事 武藤 嘉文君

理事 樋上 新一君

荒木 萬壽夫君

大久保 武雄君

神田 博君

北澤 直吉君

坂本 三十三君

西岡 武夫君

浜田 幸一君

松永 光君

大原 亨君

田中 武夫君

岡本 富夫君

川端 文夫君

出席政府委員

経済企画庁政務次官

経済企画庁調整局長

外務省経済協力局長

通商産業政務次官

通商産業省貿易振興局長

通商産業省企業局長

通商産業省重工業局長

委員外の出席者

青少年対策本部参事官

眞下 重雄君

山下 英明君

山形 栄治君

丹羽 久章君

増田 実君

小川 平二君

海部 俊樹君

木部 佳昭君

小山 省二君

幸男君

浦野 幸男君

橋口 隆君

中村 重光君

羽田野 忠文君

別川 悠紀夫君

山田 久就君

岡田 利春君

近江 已記夫君

松尾 信人君

米原 昶君

木野 晴夫君

新田 庚一君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

御巫 清尚君

大蔵省主計局給与課長 西垣 昭君

文部省大学學術局留學生課長 植木 浩君

建設省都市局都市計画課長 宮繁 護君

参考 海外経済協力基金総裁 高杉 晋一君

参考 海外経済協力基金理事 沖田 守君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

参考 海外経済協力基金理事 藤沼 六郎君

対外経済関係の調整に関する件

○蔵内委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 増田質振局長にお尋ねします。質管令による輸出の抑制は、業界の納得がなければその実行は不可能ではないかと思うんですが、まあ協力をしていられる業界もあるようではありますけれども、全般的に見て業界の感觸はいかがですか。

○増田政府委員 質管令によりまして輸出を調整することにつきましては、先月二十日のいわゆる円対策で決定されました。そのあと十月の終わりに各業界に対して一応その趣旨を説明しております。現在までのところ、質管令を発動いたしまして輸出調整をやる、そしてそれによって円の再切り上げを避けようということにつきましては、業界との間に一応の御了解と申しますか、納得を得ておるわけでございます。ただ、これを現実に行ないますときに、いろいろ技術的な問題もあります。たとえて言いますと、過去の実績で割り当てをするという場合には、後発のものや先発のものとの間にはたしてそれが公平であるかどうか、あるいは既契約のものについてどうするか、それから品目によりましては企業が非常に多くて、そのためになかなかまとまらないという点はいろいろございしますが、私ども先月の終わりの鋭意各業界に説明いたしまして、現在までのところ、相当の御理解も得ております。ただ、それの実施につきましていろいろの問題点がございしますので、これについて業界と十分相談をし

て、現在そのやり方について話し合いをしてい

る、こういうことでございます。

質管令の発動の今度のやり方につきましては、

いろいろ問題点はございしますが、私どもとしては、

これにより輸出調整の実をあげられる、こういう

ふうに思っております。

○中村(重)委員 十八品目を考えているようです

けれども、これを拡大することもあり得ますか。

○増田政府委員 現在一応十八品目を予定品目と

して発表いたしておりますが、それを追加するこ

とについては現在のところ考えておりません。た

だ、それ以外の業界につきましては、たとえば例

をあげますと、輸出実績は去年より落ちておりま

すが、鉄の業界は総体の金額が非常に大きいもの

ですから、いまの十八品目、あるいは現在やって

おります制度に入れないけれどもその業界に自主的に

協力願うということではいろいろ話し合いをしてお

りますが、ただいま先生のお尋ねの品目の追加と

いうものは、現在のところは追加する予定はあり

ません。

○中村(重)委員 いま答弁を伺っていますと、質

管令に対する期待感というものが相当あるように

感じられたのですけれども、具体的効果というも

のをどの程度評価しているのか分析をしております

か。

○増田政府委員 この質管令をやりましたときに

どれだけの輸出が落ちるかという計算は、これは

今後の輸出数値というものが非常に予測困難な点

もございしますが、私どもといたしましては、現在

の伸び率のままでこのままあと一年間は続くとい

うことに対しては、質管令を発動する、あるいは

は質管令の前に自主調整してやれるものは、これ

は自主調整してやっていたらどうかわけですが、今回

のやり方でどれくらい効果があるかということ

を簡単に計算いたしますと、約十億ドルくらい

の効果を上げています。

輸出が、そのまま野放しにするのに対しては調整される、こういうふうに計算いたしております。

○中村(重)委員 田中総理は、ハワイにおける日米首脳会談から帰ってきて、西三年の間にGNPの二〇程度に貿易収支を縮めていきたいということとを言われたのですが、この質管令によって国際収支にどの程度組み込んでいくわけですか。

○増田政府委員 ただいま先生のおっしゃいました田中総理がハワイ会談のときに、西三年の間に適切な規模に国際収支を縮めるということは国際的な公約でございますので、私も、それに向かってあらゆる措置をやるべきだ、こういうことで輸出のみならず、輸入の面あるいはその他の面においての総合政策をやるわけでございますが、ただいまの質管令につきましては、むしろ現在非常に輸出の売り急ぎとかその他のございますので、円の再切り上げを避けるための緊急措置、こういう考えでこの措置を行なうという考えであります。究極的には西三年のうちに総理の言われた線に持っていくわけですが、現在やっております質管令は、むしろ円の再切り上げというものをこの際避けるために、輸出調整の望ましい品目につきまして、輸出の調整に協力してもらうという精神でやっておるわけでございます。

○中村(重)委員 それはわからないではないですけれども、円の再切り上げを何としても避けていきたいということから、単なるセスチューアではないでしようけれども、小細工みたいな形でいろいろな施策を講じてみても、私は効果というものはあまり期待できない。やはり基本は、田中総理が言った、西三年中に貿易収支をGNPの二〇に縮めさせる、それが基本だ。そのためには、いろいろな施策を講じていかなければならぬということになるだろう。その一環として質管令というものを考えたということにならなければいけないのじゃないか、こう思うのです。小細工なんか考えるときではないのではないかと、思うように思うわけ

それから田中総理は、この質管令では不十分だといったような意向表明があったようですが、これは私は新聞報道で読んだのですが、その中で課徴金というものも考慮しているかのような印象を受けたわけですが、通産省自体、あるいは関係各省と話し合いの中で、この課徴金というのがあるいは輸出税、それらの点について検討をいま現在進めているわけですか。

○増田政府委員 課徴金ないし輸出税をかけまして輸出の調整を行なうという意見がこの九月ごろからいろいろございまして、これにつきましては関係各省ともいろいろ打ち合わせ、意見の交換も行なったわけでございますが、十月二十日の円対策を発表する段階におきまして、課徴金あるいは輸出税はとらないという結論を出しまして、そして輸出調整はいわゆる質管令の発動でやるという結論に一応達したわけでございます。

ただ、円対策の発表の文章におきましては、なお課徴金及び輸出税について慎重に検討するという文章が載せられておるわけでございます。ただ、現在のところでは、いま申し上げましたように、課徴金及び輸出税は、いろいろの意味におきましてむしろ円の再切り上げを招くおそれもあるし、また切り上げ幅を大きくするおそれがあるというところは西ドイツの例からもございまして、これについてはとらない。そのかわりに輸出貿易関係でやるという結論になっておりますので、ただいま先生のお尋ねの、現在課徴金あるいは輸出税をさらにやるべく検討しているかどうかというお話でしたら、現在は輸出貿易関係というものでやるということで、課徴金、輸出税については、私どもはもうすでに検討を終わっておりますので、現在はそれについての打ち合わせはやっておりません。ただ、今後国際収支というものが予期しないような事態になった場合には、さらにもう一回慎重に検討するということになっておるわけでございます。

○中村(重)委員 時間の関係もありますから、きょうは議論は避けまして、またあらためてお尋

ねすることにいたします。

それから通産省は、輸銀の金利を輸入に対しては二〇下げる、輸出については一〇上げるという構想をお持ちのようですねけれども、これまた関係各省と折衝済みなのか、実施するかどうかといつてから実施をされるお考えか。同時に、輸出の場合、中小企業等は、これは言うまでもないことなんでしょうけれども、競争力が非常に弱い。それらに対しても同様に輸銀の金利を一〇上げるというようにお考えになっておるかどうか、その点いかがですか。

○増田政府委員 ただいま先生のお尋ねの輸銀の金利でございますが、できるだけ輸入をふやすという点で、現在輸入の金利は基準といまして六・五％になっておりますが、これを五・五％に下げて、それから対象も広げる、あるいは品目を広げるのみならず、現在前払いだけでありますのをあと払いにも拡大するという点で、それに必要な法的措置も現在国会の御審議を願っておるわけでございます。

それから輸出のほうにつきましては、国際的なプラントの輸出金利というものに合わせまして、この際若干輸銀の輸出金利を上げるといふことで、これは円対策の中でございまして、その方向で現在やっておりますが、これは現在世界各國のプラントものの輸出金利というものが若干上がってきておりますし、それからかたがた、日本におきましては、プラントの輸出につきましてはいわゆる協調融資で、輸銀と市中銀行と両方が融資するわけでございますが、市中銀行のほうの金利も若干下がってきておりますので、そのはね返りもございまして関係から、輸銀の輸出金利については一〇以内を引き上げるといふことでやっております。

それから中小企業との関係でございますが、輸銀金利は、大部分が船とそれからプラントが対象になっておりまして、もちろんプラントにつきましても中小企業に影響するところ大でございますが、直接中小企業者がそのまま出す品目はほとん

どございせん。いわゆるプラントの金利を国際的な金利に合わせて若干引き上げを行なうというのが今回の輸銀金利の調整でございます。実施時期につきましてはできるものからやっていくということとで、現在すでに調整を始めておるといふこととでございます。

○中村(重)委員 木野政務次官にお尋ねします。現在、在外貨準備高は大体どの程度と見ておりますか。

○木野政府委員 十月末で百七十七億ドルでございます。

○中村(重)委員 それは公称じゃありませんか。実際は二百四十億ドルを上回っているのじゃありませんか。

○新田政府委員 外貨準備としては、ただいま申し上げました百七十七億ドルでございます。その運用がどういふふうになるか、程度はさだめられていないことは私も把握してございません。

○中村(重)委員 それから運用ということになると、いわゆる米国の中期債券であるとか、それから外国銀行に対する預託があるとか、それらが大体どの程度になっているか。いまの運用ということは、いま申し上げたようなことを念頭に置いてのお答えであったのか、その点いかがですか。

○新田政府委員 運用としましては、為替銀行に対する外貨預託、それから輸入金融の外貨ユーザンス、それからただいま御指摘ございました短期、中期の外国債券、そういったもので運用されております。その内容につきましては、現在資料を持っておりませんのでお答えいたしかねます。

○中村(重)委員 米国に対するところの中期債券であるとか外国銀行に対する預託ですね。これはいま資料がないからわからないということですが、その数字はわかっていますか。

○新田政府委員 この正確な数字は国際金融当局しか持っておりませんので、私も把握しておりません。

○中村(重)委員 このプラント類なんかの輸出についてのレートは大体どの程度ですか。

○増田政府委員 輸出レートといわれまはすのは、プラント業者が輸出する場合に一応想定レートをつくって、そうしてもし万が一切り上げがあった場合も損をしないぎりぎりの採算を自社の中で決くレートでございませうが、私も聞いておるところでは、約二百九十円あるいは若干それ以下で計算をいたしまして、それでも損をしない、あるいはその場合でもたえ得るということで計算して輸出しているということ聞いております。

○中村(重)委員 二百七十円ないし二百八十円程度という建て値に私の調査ではなっておるようですね。してみると、円の再切り上げと何か関連というものが出てくるような感じがします。円の再切り上げを何としても阻止したいという立場から、このプラント類の輸出に対するレートが、あなたは二百九十円あるいはそれ以下だ、私の調査といたして変わらぬですね。これに対して警戒というのか、いろいろ複雑な立場だろうと実は思うのですが、それらの点に対していろいろ対策もお立てになつてゐるのじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○増田政府委員 プラント輸出は長期に回収いたします関係上、その長期間の為替変動というものを一応ヘッジする必要があるわけですが、現在のわが国のプラント輸出業者に対しては、それをヘッジする手だてがないということ、先ほど申し上げましたように、各プラントの輸出業者は自分のリスクで将来の為替変動というものを考へて計算をして輸出をする、こういうことになつておるわけでございます。

これに對しまして、輸出保険に為替リスク保険の制度を設けてもらいたいということでプラントの輸出業界から非常に強い要望もあるわけですが、リスク保険というものはつきましては、すでにフランスあるいは西独が始めておりますので、私も、プラント輸出というものが将来日本の輸出の大宗になる、これにつきまして将来の為替変動

の危険をカバーするリスク保険制度というものを、それらの国々の制度に準じた制度をつくるべきかどうかということで現在検討いたしております。私もとしては、できましては次の通常国会に為替リスクの保険の制度を新たに設けるため現在の輸出保険法の改正の御審議をお願いしたいというふうな考へておるわけでございますが、まだ結論は出ておりません。現在の為替不安におきましてプラント輸出というものが非常にむづかしいというのが実情でございます。

○中村(重)委員 それでは時間がずいぶんたちましたから、法律案に関連をしてお尋ねをしたいと思ひますが、この商品援助の被援助国の経済に与えた影響、これは新田局長からひとつお答えをいただきたい。

○新田政府委員 経済協力基金から現在まで商品援助を与へました国はインドネシア、フィリピン、ビルマ、韓国の四か国でございます。残高としまして九月末現在で九百六十七億でございます。

御承知のように、商品援助は経済安定のために供与することになっております。経済安定と申しますと、国際収支あるいはインフレ、そういったもので発展途上国が経済発展をしていく場合について一番基礎になる経済の状態が非常に悪いという場合に、一時、緊急的に商品援助をやつて、そうして経済再建をはかるというために商品援助が行なわれてゐるわけでございます。

先生御指摘のように、最初インドネシアについて行なつたわけでございますが、当時インドネシアの物価が年率八割アップという非常にインフレーションに見舞われておつて、一方国際収支も非常に悪かつたわけでございます。その後、逐年商品援助をやつておりますが、最近たとえば物価につきましては五割前後ぐらゐの物価騰貴に落ちついております。

それから国際収支につきましては、貿易収支だけとつてみますと、一昨年あたりから若干の黒字になつておる。ただ、貿易外の赤字が約七億ドル

ほど、非常に大きいために、国際収支全体としては依然五億ドル程度の赤字になつておるのですけれども、六八年当時から見ますとかなり改善されておる。経済成長もその当時二割から七割台に上つておる。かなりいいパフォーマンスを持つてきておるのじゃないかと思ひますが、まだやはり国際収支全体としてはかなりの赤字を持つておるということで、今後の推移を見る必要があるかと思ひます。

フィリピンにつきましては、やはり一九六〇年あたりから非常に債務の累積が大きくなつてまいりまして、また物価も、一昨年から約一五割ぐらゐの物価の騰貴、昨年から二、三割というふうな、この二、三年非常にインフレが高進してきておるということ、昨年から世銀が中心になりまして、インドネシアの場合と同じように、IGGPといひまして、国際機関のもとにフィリピンの国際収支を救おうという呼びかけがありまして、それに応じたという経緯がございます。フィリピンにつきましては、昨年から四か年計画がスタートしておりますので、やはり今後の経済発展のペースとして経済安定というものが当面の非常に重要な課題になつておるということでございます。

それから本年に入りましてから、ビルマにつきまして、この三月に資金供与をやつております。ビルマにつきましては、この二、三年非常に外貨準備が減つてきております。そういったことで、ただ、ビルマとしましては伝統的中立政策をとつておりまして、インドネシアあるいはフィリピンのような世銀を中心とする債権国会議のようなものをつくつておりませんけれども、中国と日本と西ドイツに援助要請があつて、日本がそれにこたえたという経緯がございます。

それから、ことしの夏に韓国に對しまして商品援助をやつておりますが、韓国につきましては、御承知のように、かなり慢性的に物価騰貴と国際収支の赤字が続いております。特に昨年、日本に對する輸入依存度が非常に高い、四〇%をこえておるということで、日本の切り上げの影響をま

こうからかぶりまして、それが国際収支と物価両面にはね返つておる。したがひまして、物価も年率一〇%以上の騰貴を示しておる。それから国際収支も、貿易収支も十億ドルをこえる赤字を持つておるということで、これはIMFが中心になりまして韓国の国際収支難に對処しようということ、本年八月に資金供与をしたという経緯があります。

ビルマ、韓国につきましては、本年に入つてからの資金供与でございますので、まだこれがどの程度効果をおさめておるかという実績を示しておりませんけれども、今後かなりいい影響を持つてくるんじゃないかと思ひます。

○中村(重)委員 四十三年でしたか、商品援助の実施をやりたいという改正法案が提案された。その際、私も、商品援助というものは日本の大企業への輸出を促進するということであり、それがひもつきなので、相手国の経済の安定、国民の福祉につながることに必要ではないかというところから好ましい改正ではないかというところをあらゆる角度から指摘をし、また最終的にはこれに反對するということになつて、この法律案は与党のみによつて成立をしたという経緯があるわけですね。

その際、当時の水田大蔵大臣に對する私の質問あるいは経済企画庁長官に對する質疑等が行なわれて、議事録をお読みになるとおわかりであらうと思ひますが、当時の水田大蔵大臣は、インドネシア以外に考へていないというふうなお答えがあつた。ところが、経済企画庁の考へ方はそうではない、他の国に拡大することもあり得る、また行政権の範囲においてこれをやつていくのであつて、これを拡大することにおいて別にあらためて法律を改正しなけりばならないという点もないし、また国会の意向を問ふ必要もない、そういった意味の答弁がなされたわけでございますが、しかし、いづれにいたしましても、当時は、商品援助というものはインドネシア一國ということが頭にあつたことは間違いない。その後二カ年の間に四

カ国に拡大したということについては、いまそれだけの四カ国に対して拡大したことについての御説明があったわけですが、拡大したことについての説明ということよりも、経済状態にどう寄与したかということについての御答えがあった。ビルマとか韓国についてはまだわからないというようなお答えがございましたが、この四カ国に拡大をしなければならなかった理由というものは何なのか。相手国から積極的に商品援助を求められたのか、また、日本も商品援助をすることのほうが適当であるという考え方であったのか。いろいろ援助についての申し出があり、むしろ日本側のほうから商品援助というものを押しつけたということばはいかがかとは思いますが、他のプロジェクト援助等々よりも商品援助のほうが好ましい、そういうことで、むしろ日本のほうからそれを求めたという形になっておるのではないかと。そこあたりの経緯はいかがですか。

○新田政府委員 先生御指摘のとおり、やはり援助の本筋はプロジェクト援助というのがたてまえかと存じます。ただ、商品援助につきましても、発展途上国が経済発展をしていく場合に、当面の経済状態が国際収支あるいはインフレ状態で、発展のペースとして成り立っていないというふうな状態の場合にやむを得ず行なわれる援助だろーと思ひます。国際的に見ましても、DAC諸国の援助に占める商品援助の比率というものが四割くらいになっております。そういったことで、商品援助の必要性というものはかなり高いと思うわけでございます。ただ、商品援助を無制限にやりますと、それがその国の経済体制の中に組み込まれてしまつて、発展途上国の自助自立の精神というのがスポイルされるというマイナスの面もございますので、その運営にあたつては非常に慎重に行なわなければならないと思ひます。

御指摘のように、四十三年に商品援助の規定が入りました経緯は、その当時、従来輸銀からインドあるいはパキスタン、セイロン等に行なつておりましたけれども、インドネシアにつきましても

経済状態が極度に悪いということで、輸銀が供与し得る条件ではその当時の状態に対処し得ないというところで、インドネシアを取り上げたわけでございますが、ただ、その当時、そういった基金のソフトな条件の商品援助というものが当面インドネシア以外に考えられるかという点につきましても、見通しが悪かつたと申しますか、当面としてはインドネシアしか念頭に浮かばないというふうな考え方であつたわけでありまして、その後の実態は、先ほど申し上げましたように、フィリピンにしろ、韓国にしろ、ビルマにしろ、やはりインドネシアと同じように極度に経済状態が悪いというところで、この商品援助の規定の適用を拡大した、そういう経緯になつたかと思ひます。

○中村(重)委員 被援助国の経済状態が悪い。どうして経済状態が悪いのか、なぜインフレが起つてきたのか、国際収支はなぜに悪化しているのか、これはその国の政府の施策よろしきを得なかったという点も多々あるだろう。いろいろ原因があるとは思ひます。しかし、経済援助というものはあくまで平和援助でなければなりません。日本の商品援助というものがその援助目的に沿つて使われておるかどうかということとは重大な問題であるというように私は考えます。

インドネシアに対するところの商品援助、それによつて物価が下がつた、あるいはインフレが多分に鎮静化してきた、あたかも商品援助というものの効果が大きくあらわれたというふうな印象を受けるようなお答えであつたわけですが、それはもろもろの施策を講じておられる、したがつて、そうした経済状態が若干改善されたということにもなるだろう、商品援助が全く無関係であつたというところまで私は断言はいたしませんけれども、しかし伝えられるところによりますと、日本の商品援助、その商品をインドネシアで売却をして、その資金で軍の給料をまかなつたということがあると報道というのか、喧伝されたというわけですから、経企庁もそうしたことに

耳にしておられないはずはないと思ひます。してみると、この商品援助というものは形を変えた軍事援助という形になつておるとさえ申し上げても差しつかえないと思ひますのであります。この商品援助というものがどういう方面に使われたかという点についてのチェックができないというところが私は一つの盲点であらうと思ひます。また、したがつて追跡調査なんというところでもできない。ここに、私も商品援助が適当ではないということの理由にあげた点も実はあるわけですから、日本は商品援助がほんとうに援助目的に沿つて使われたのかどうか、いろいろと流布されたことは事実でなかつたのかどうか、どの程度までこの商品援助に対して経企庁は関心を持つて対処してこられたのか、そこあたりについてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○新田政府委員 第一点の、先ほどちよつと申し上げましたけれども、商品援助をやる場合の判断の問題ですが、もちろん私もとしては、援助供与国サイドとしてのいろいろな検討、調査をやつております。ただ、それも日本の立場からの判断というものは間違つたところもあり得るわけでございますので、やはり原則として、たとえばインドネシアの場合にはIGGI、フィリピンの場合にはIGGP、韓国の場合にはIMFで、IGGI、IGGPともに世銀が中心になつておりますが、そういった国際的な調査あるいは評価というものをベースにして、それに日本の判断を加えて供与をするというふうなたてまえをとつておるわけでございます。したがつて、インフレーションといふ、あるいは国際収支の赤字といふ、よつて来る根はなかなか深いわけでございますが、これが商品援助のみならず、その当該国に対する援助全体の問題として国際的な評価を求めながら援助をするというふうな取り扱いをしておるわけでございます。

それから、御指摘の見返り資金につきましても、やはり商品援助というものは、一面そういったインフレーションあるいは国際収支にプラスになりますけれども、そのもう一つの反対の面としまして、見返り資金の活用という点も商品援助の一つのメリットになつておるわけでございます。ただ、それが御指摘のようなふうに使われましては、これは非常に問題があるわけでございます。インドネシアにつきましても、見返り資金はインドネシアのプロジェクトの開発、つまり開発予算に組み入れるというふうな仕組みにしてあります。それからフィリピンにつきましても、これは別途供与しておりますプロジェクト援助のローカル資金に充てる。あるいは韓国につきましてもその見返り資金を、先般行なわれました韓国の私債の整理資金、つまり企業の合理化資金、年率四〇〇程度の私債を韓国では企業が借りておるわけでございますが、これを八月に大統領令によつてストップしたわけでございますが、そのための、それにかわる輸出産業を中心とする資金の代替が、この見返り資金を通じて低利で行なわれておるというところで、それぞれ見返り資金につきましても注文をつけたというふうなやり方をやつておるので、御指摘のような問題はないと思ひます。

○中村(重)委員 後段のお答えは、被援助国の経済状態を改善することに若干役立つことなきにしもあらずと思ひます。日本の商品援助、これを見返り資金として開発予算に繰り入れていく、こういうことになつておると思ひます。そして、これはプロジェクト援助というものと質的には変わらないと思ひます。それならば、国際収支の問題であるとかあるいは物価の安定ということに直接的に関連をしてくるというふうには私は思ひません。いわゆる即効性というものはあるとは思ひます。ですから、先ほどお答えになりましたものと見返り資金の使い方の違いというのは関連性がないように私は受け取つたのですが、その点、いかがですか。

○新田政府委員 プロジェクト援助の対象になりますのは、やはり外国から機械とか機材を購入しなければならぬというふうないわゆる外資分に

対する供与でございまして、見返り資金として使われます。つまり開発予算に組み込まれて使われているのは、現地のローカルコストであるとか、そういった現地で使用する、つまり外資を伴わない分についての必要な経費に充てるということでございます。

○中村(重)委員 それじゃその見返り資金について、かつて日本の場合、ガリオア、エロア資金、これについては見返り資金によって相当アメリカがチェックしてきた。日本はどの程度チェックしているのですか、見返り資金としてこれが使用されていく場合。

○新田政府委員 たとえばインドネシアの場合には、世銀の監督のもとに開発予算という形式にはつきり組み込まれて、その使途については国際的な観点からそれをチェックしておるということでございます。それからフィリピンの場合には、その見返り資金を、日本が別途供与するプロジェクト援助のローカルコストとして使用されるかどうかというのを、これは基金が融資にあたってチェックしておる、そういうような体制でございます。

○中村(重)委員 四カ国に対する商品援助の援助条件というものは同じではないということになりますか。

それから、いまの見返り資金について、それぞれの国によって使い方が違っておる、制度が違っておると受け取られるようなお答えであったのだけれども、それらについて、日本は協議にあずかっているわけですか。

○新田政府委員 使い方の大ワックにつきましては、これはIGGIとかIGGPというベースできめまして、その具体的な内容につきましては国際機関の監視にゆだねておるというのが現状でございます。

○中村(重)委員 国際機関でやっているといつたって、そんな国際機関で、使い方がどうだとか、ほんとうに有効にその国の経済改善あるいは国民福祉に使われているかどうかということをチェック

することはできないでしょう。一つの制度として、国際機関の中にはこうあるべきであるということをやっているにすぎない。そういう国際機関でこれを行っているのだというような答弁を受けるために私は質問したのじゃありませんよ。もっと具体的なことについて、どの程度日本はこれに対してチェックしておるのか、どの程度関心を持っておられるのか、有効に使われているものかどうかということについて私は質問をしているのだから、もう少し具体的なお答えをしてもらわなければならぬ。

○新田政府委員 インドネシア政府がその予算を毎年組みます場合に、日本の援助、他国の援助もございまして、それが開発予算にどういふふうな計上されて、どういふふうな使途を持っているかということとは絶えず情報として見ておるわけでございます。そのところが、どの程度までそれをチェックするかという点、一方、国内の行政にどの程度介入できるかという問題がございませうけれども、言われるようなむだな使道にならないようなチェックは、在外公館も絶えず関心を持って見ておるということでございます。

○中村(重)委員 四十三年に、この商品援助というものを日本がこれから進めていこうとしたときに、いまいろいろと質疑をされているようなことが問題になったわけですよ。その際に水田大蔵大臣は、インドネシア国も見返り資金制度をつくるから事態は改善される、そういうお答えをしておるわけですよ。自來、日本はインドネシアからフィリピン、ビルマ、韓国、これだけ拡大をしてきている。日本も商品援助のあり方というところに十分な経験を積んでいることだと私は思う。それに対して、四十三年、私も質疑をしたときに問題となったことについていまそれが明快にお答えできないというところは、全く関心を持ってない、商品援助をやつて、それは向こうがどんなふうに使おうとやってたべし、その使い方というものは国際機関できまつておるのだからそのとおりやっておるだろう、そういう安易な考

え方でおやりになっておる。そういうことで国民のコンセンサスを得られますか。商品援助であらうともプロジェクト援助であらうとも、国民の税金でこれは援助する。ほんとうにその国の経済発展に、国民の福祉につながるかどうか、つながって初めて援助をする日本の一億国民のコンセンサスというものが得られるのだと私は思う。少なくともこの問題についていま質疑をやっておるようなこの状態を国民が見る場合に、われわれの税金がほんとうに有効に使われておるというふうには考えないでしょう。そうは思いませんか。

○新田政府委員 ことは足りませんでしたけれども、インドネシアにつきましては、世銀とかIMFの代表がおりまして、絶えずその予算の内容といたつたものをチェックしております。日本の大使館もそれについて非常な関心を持って見ておるということでございます。フィリピンの場合には、一件一件融資にあたりまして使つ場合に基金がチェックをしておるというふうな体制になっております。

○中村(重)委員 ともかく商品援助というのは、この制度が取り入れられた当時も問題になったし、四年たつたいまも、こういうことでなかなか意見が一致しない、混乱をするような援助の形態なんです。これは決して好ましい姿ではないのです。私は、本来の経済援助のあり方ではないと思う。単にこれは日本の輸出をする側の大資本の利益を擁護しているという形にすぎないのだという苦言を呈したいぐらいですよ。

そこでお願いいたしますが、アンタイドの商品援助で、被援助国が本邦以外の地域からの物資輸入をするということになるわけですが、その見通しについてはどのようにお考えになっておられますか。

○新田政府委員 御承知のように、最近発展途上国から援助全般にわたつてアンタイドの要求が非常に強く出ているわけでございます。国際的にはプロジェクト援助のアンタイドが先行している形でございまして、最近商品援助に対する

アンタイドの要望が強いということでございまして。したがって、これは援助でございますのでどういふ国からどういふふうな援助要請が出るかはつきり予測することはできませんけれども、今後日本がアンタイドに踏み切ることによりまして、商品援助につきましてはアンタイドにしていくというふうな要望がかなり強まってくるのじゃないかと思つております。

ただその場合に、従来のタイドの場合と同じように、日本で供給し得る品目だけに限定をして——もちろんこの品目につきましては奢侈品とかあるいは公序良俗に反するものとかいうふうなもの以外は除外しておりますが、そのほかに、日本のできる品物に限るといふふうな限定をしているのが現在のタイドのやり方でございますけれども、アンタイドになりましては、やはりその点はゆるみまして、日本で供給できないもので必需品につきましてもその資金が使用できるといふふうに変えていく必要があるかと思つて、そうしますとやはり域外の第三国からの買い付け、日本以外からの買い付けというものが今後援助要請が強まると同時にだんだんふえてくるというふうな考えられます。

特に発展途上国同士の輸入の中で、大体四割ぐらいが食糧とかあるいは素原料が中心になっております。したがって、工業原料とか機械類というふうな限定しますと、日本からのアンタイドにしなくても、結局日本から買つてしまつていくことになりまして、その援助運用を改善することによつて発展途上国の要望にこたえたとともに、いわゆる円対策にも寄与するといふふうな考えでございます。

○中村(重)委員 タイドがアンタイドになる。これは日本の品物だけに限定をしているのがこの限定がなくなる。だからその国からも買うことができるのだ。それはわかるのですよ、タイドとアンタイドだから。私がこの質問をしておる趣旨は、アンタイドになったが、どこの国が日本の援助によつて他の国からその物資を購入するとい

うような見通しがあるのだろうか。またその額について、商品援助として日本から援助をしておるところの援助額の何%ぐらいが他の国から購入をするということになるのか。それらの見通しはどうなのか。やはりいろいろな調査をいままで行ない、いろいろな見通しの上に立ってタイドからアンタイドという形に変更していくのだから私は思うのです。少なくとも被援助国の利益というものを念頭に置いて、こういう制度の改善をおやりになるのだと私は思っているのです。ただ、国際機関の場合において、現在のタイドからアンタイドに直せ、それに協力をするというようになると、タイドが日本の国の物資に限っているのだけれども、アンタイドはそうじゃないんだ。観念的なことだけで私は今後の運営に当たられるのではないだろう、そう思っているのです。

いづれにいたしましても、日本の労働者というものは勤労性が非常に高い。勤労意欲がある。技術も優秀である。したがって、いい品物が安く売られている。したがって、輸出が非常に伸びている。今後タイドをアンタイドに変えてもその条件は私は変わらないと思う。してみると、いま運用の中で従来のとおりにならないように、この法律の改正の趣旨に従って運営の面で効果あらしめるようにしたいという意味のお答えがあったのだけれども、それじゃどういったような国からアンタイドが望まれているのか、具体的にどのような見通しの上に立ってこの法律案を御提案になったのか、そこらぐらいのお答えができるのじゃないでしょうか。

それじゃあなたが観念的なお答えだから私から申し上げますが、私が聞いておるところによりまして、バングラデシュだけというのは、タイドをアンタイドに変えることによって他の国から物資を購入するであろうということが見通されるのは、バングラデシュという国は、まだ非常に後進性が強い。近代的な設備が全くない。日本の品物はなかなか使えない。したがって、同じ後進国同士から、インドとか、それらの国から購入をする

ことにするほうが適當であるというようにすることが一つ考えられている。ほかにはもう何にもない。そういう状況ではありませんか。ですから、具体的に考え方を答えになつて、であるからこれをこう改善をしたいというくらいの説得力のある説明をなさなければ法律案の審議にならない。これの成立を期待することにはならぬ。与党が三百人あるからこの三百名の力で、多数をもってこれを成立をさせるんだという安易な考え方を持ってお臨みになるということとは、私は適當ではないと思う。

○新田政府委員 具体的にどの国からアンタイドの要請があるだろうというふうな推定をすることは非常に困難でございます。ただ、現在やっております四方の国の中で、たとえばインドネシアはG I Iの会議のつど、これは日本だけではなくて国際的にアンタイドイングをしてくれというふうな要請をたびたび行なつておるわけでございます。そういうふうなことで、あるいはいま御指摘のバングラデシュも、ちらほらそういう話もございます。おそろくどの国にこれをやるのだということとは、これは援助の性格から見てここではつきり申し上げるというふうなことはなかなか困難でございます。

○中村(重)委員 それでは私が例をあげましたバングラデシュのことについても、あなたは検討しておりませんか。一つの期待感として、これはタイドをアンタイドに変えたならばバングラデシュなんかは直ちにこの効果が発揮できるという、そこらあたりの調査もやっておりますか。

○新田政府委員 バングラデシュについて具体的にどういった援助供与ということを現在考えております。しかし、今後あの国の状態から見て、国際的なコンソーシアムを結成して、そういう方向に国際的な援助の方式が動いていくだろうというふうな推定はできますけれども、現在の段階で具体的に検討しているわけではございません。○中村(重)委員 この商品援助は通常のコマースナルベースに埋もれてしまふような懸念が私は

ある。それは四十三年の当時もその点を指摘したわけですが、それによって、この援助効果というふうなものがあるかないか。またある可能性もない。それだけではなくて、利権に結びつくという点を多分に私は警戒しなければならぬというふうな思つておるのですが、今後タイドからアンタイドに変えたというだけではおさまらない。さらに、商品援助というものは強化されるだろうというふうに思ふわけですが、それらの点に対しては今後どう対処していくかというふうにお考えになつていらっしゃいますか。

○新田政府委員 やはり先ほど申しましたように、援助の本旨というものはプロジェクト援助だろうと思ひます。ただ、やはり経済状態の非常に悪い国に対して商品援助を行なうわけでございまして、それがその国の経済構造の中に組み込まれて、絶えず商品援助をやらなければその国の経済が成り立つていかないというふうなことになるのはたいへんでございまして、そういうことのないように、またその見返り資金が、御指摘のように不当な運用をされないように運用面では十分注意する必要がありますかと思つております。

○中村(重)委員 この法律の改正の主たる目的というものは円対策という形に置かれていたのですが、あなたのほうもお答えになりましたし、また有田長官も御説明になりましたが、要するに、国際機関から現在のタイドをアンタイドに変えなければならぬ、いわゆる援助の形態、援助の条件というものを要えてもらいたいという強い要請というものが絶えずあつた。その要請にこたえるということが、この改正の主たる目的ではないのかどうか。しかし、いま提案理由の説明の中に出ておりますのは、円対策というものが前面に出てきておる。円対策が主である。そして国際機関からそういう要請があつたからという、これを従的に扱つておるのです。この改正の主たる目的はどちらでしょうか。

援助の条件の緩和の一環としての要求というものが一方国際的にあるわけでございまして。ただ、現在まで基金としましてプロジェクトについてはアンタイドの資金供与が可能でございますので、たとえば昨年ビルマについてやつておりますけれども、まずそういう方面で運用をやつておつたわけでございまして。

それで一方、やはり今後の国際収支問題としては、貿易収支の問題もさることながら、資本の収支も含めまして全体の収支というものを問題にしなければいけない。その場合に、やはり長期資本収支の流出の問題として借款の問題があるわけでございまして、借款をやつても、タイドと一緒に物が出ていって国際収支対策にはならないという面の配慮が一方ございまして。したがって、今回のいわゆる円対策として取り上げる場合、その一環としてこの援助形態の問題も取り上げようということになつたのでございまして、ねらいとしては両面あるわけでございまして。

○中村(重)委員 両面があるんだらうけれども、やはり改正の主たる目的というものは、あるいはねらいというものはあるはずなんです。円対策という形にこれを取り上げていく場合、主たる目的とする場合、どれほどこれが円対策に値しますか。これは円対策に値しないですよ。

それじゃ先ほど来私が申し上げましたが、何年後にこの商品援助のタイドをアンタイドに変えたものの効果があらわれてくるとあなたは見ていますか。これはほとんど期待できないですよ。ですから、タイドからアンタイドに変えるということについてはわかるのです。援助の形態がひもつきの状態から包括的な方向へ進んでいくことになつてくるわけですから、それは従来の商品援助という形態、完全ひもつきというものから一歩前進だということと言えらる私は思ふのです。しかし、実効性ということになってくるとたいした効果が開かれるにすぎないのだという分析を私はしています。

そこで、援助の条件の改善、形態の改善というものが主たる目的であるとするならば、私は先ほど申し上げましたように、六〇年代の援助と七〇年代の援助の規模、形態、目的、これは変わってくるのだ、それならば、この商品援助のタイドをアンタイドに変えるということだけを切り離して提案すべきではない。援助全体の全般的な点から十分検討して、援助効果があらわれるような提案というものをすみやかになされる必要があるという私の考え方なんです。円対策ということになるならば、先ほど申し上げましたように、円対策らしい円対策にはならないじゃないか。どれほどの円対策になるというようにあなたは答えができますか。

私はもっと極論させていただきましますならば、こうした円対策というものが、円の再切り上げを防止するということにどれほど役立っているのか。あらゆる角度から、両面があるのなら両面にふさわしい、質問に対するお答えのできるだけの検討というものがなされておるであらうと私は思いますから、それら両面について、私が指摘した点についてひとつ具体的に説得力のある答弁をしてもらいたいと思う。

○新田政府委員 いわゆる円対策というものの意味でございますが、先般の十月二十日の決定は、対外経済政策の推進、いわゆる対外経済政策全体の調整ということで問題を取り上げているわけでございます。したがって、その中には、たとえば資本の自由化というふうなことで、いわゆる国際収支あるいは資金の流れから見ると逆な項目もあるわけでございますけれども、日本の現在置かれておる経済環境、経済的地位から見まして、日本として当然やるべきことをこの際取り上げて、対外的な姿勢をはっきり明確化すべきであるという項目もかなり含まれているわけでございます。

経済協力の質の改善あるいは量の拡充という問題もその一環として取り上げられておりまして、欧米への条件緩和、それと並んでアンタインディング

の問題も取り上げられているわけでございます。したがって、今後対外関係を広く調整していくという場合に、どうしてもやはり輸出の調整の問題のほかに輸入の促進という問題も出てくるわけでございます。そういう場合に、やはり海外からの資源の購入その他がまだふえなければいけない。そういったことで、対外的にそういった条件緩和の一環としてアンタインディングの問題を取り上げるといことは、対外経済の調整にも広い意味で非常に寄与するといふぐあいに考えるわけでございます。

ただ、狭い意味での国際収支の効果としまして、確かに、具体的な数字をあげられないのは残念でございますけれども、日本が商品援助も含めてアンタインディングに踏み切ったということから見ても、今後商品援助についてのアンタインディングの要望が強まり、また、それに対応して日本側の運用も変えていきますならば、かなりの国際収支上の効果もあが得ると確信しているわけでございます。

○中村(重)委員 じゃ、日本から商品援助ということではアンタイドによつて他の国から物資を購入することになるのですが、それは物資を購入したかどうかということはどういう方法でこれをチェックするのですか。

○新田政府委員 それから、ちょっと申し落としましたけれども、アンタインディングの商品援助をやるとした場合に、相手の国が、先ほど申しましたように、日本で生産できないものを優先順位としてはたして高いプライオリティーをもって選ぶかどうかという問題は、具体的な個々のケースが違ってくると思いますが、そういったことから計量が非常に困難だということになるわけでございますが、具体的にやり方としましては、やはりアンタインディングの資金供与をして、これは円借款としてやるわけでございますが、それを使う場合に、品目としてこういう品物を、これは日本から買いたい、これは第三国から買いたいという振り分けをしまして、そして日本から買うものは従来

どおり円の取りくずしでやっていきますけれども、第三国から買う場合には、それをドルにコンバートして第三国から買うわけでございます。これは融資機関である基金が一件一件をチェックするということにならうと思います。

○中村(重)委員 いずれにいたしましても、先ほど私が指摘いたしましたように、この経済援助の改善といった点が提案の主たる目的であるとするならば、援助全体の抜本的な改善対策ということ十二分に検討して、次の通常国会等で提案すべきであるというように私は思うわけですが、また、円対策ということになってくると、全く緊急性も即効性もないそうした改正法案をこの解散国会といわれるきわめて短時間の国会に提案されたということは、きわめて不具議であるということをご指摘をしておきたいと思ひます。

まだいろいろとお尋ねをしてみたいと思ひますけれども、時間がございませぬから結論に入りたいと思ひますが、いずれにいたしましても、この商品援助でドルが大量にわが国から東南アジアに移転をするということになってくると、その使われ方いかんによつてはこれが流動資金化する、投機的に使われるという可能性もある。そうなるべくと、これはむしろ有害だといふように私は私は考へておるわけですが、アンタイドの援助供与というものは、いま円借款ということでございますが、これは間違いなく円借款か、あるいはドル借款か、その点を明確にしておいていただきたいと思います。

○新田政府委員 借款はすべて円借款でやっております。今後ともそれは変わらないと思ひます。

○中村(重)委員 すると、円借款の場合、円の再切り上げが行なわれた場合はそのリスクは援助国が負うのか、あるいは被援助国が負うのか、その点はいかがですか。

○新田政府委員 円借款を行ないまして、その後にかりに切り上げが行なわれた場合は、その分だけ被援助国の返済の場合に外貨としてはふえるということになります。

○中村(重)委員 いかがですか、ずいぶん問題点を指摘してまいりましたが、政府側の答弁も必ずしも明快ではない。十二分に検討されたという評価をどんなにひいき目に見てもするわけにはまいりません。むしろこれは撤回をされるのが適当ではないかと思ひますが、その点、御意思ございせんか。これは政務次官からお答えをいただきます。

○木野政府委員 開発の場合に、私たちは開発プロジェクト第一にやっていると、第一義的に考えていく、これが一番正しいのじゃないかと思つておるわけでございます。

そういった意味で、商品援助につきましては、ただいま先生御指摘のとおり、いろいろ問題があるから十分に注意をしろという話がございます。見返り資金の運用その他につきましてはどうであるかと、いろいろ御質問があったわけでございます。私どものほうも、商品援助を行ないますゆえんのは経済の安定に資するといふのでございまして、そういった点につきましては十分に見ていかなければならぬと思つておるわけでございます。ただ、国際協調をいたしてやっておりますから、そういった関係もございまして、また相手方の国の問題もございまして、そういった所の目的を達しますように努力していきたい、このことをまずもって申し上げたいと思つてわけでございます。

それからただいま御指摘の、いろいろな問題があるから円対策にどのくらい貢献するのだろうかという問題がございました。この円対策の問題につきましては、外貨準備が現在百七十七億ドルたまっておりまして、それをどのようにするか、円の再切り上げをどのように回避するかということ、この円対策につきましてもドルがどのくらい減るかということも大事でございます。たとえば輸入の自由化、輸出の適正化、それは直接に関係ございしますが、実は経済的にそれだけの力を持った日本国として国際協調の線です十分果たしておるか

である。これがわが国のいまの経済援助の実態ではなからうか、こう私は実は受けとめておるわけだ。

そこで、率直に聞きますけれども、対外経済関係を調整するということは、対外すなわち対米関係の調整ということが一番望ましいのではないかと私は思うわけですが、円・ドル対策からいって、だからひもつきを断ち切った場合には、それがアメリカの商品が向けられれば今日の現実的な円・ドル対策からいけば一番有効な措置になるだろう、こうすなおに私は理解せざるを得ないのでありますけれども、この点はいかがですか。

○木野政府委員 海外経済協力に対するわが国の態度といたしまして、これだけの力がついたのでありますから、開発途上国に援助するということは当然の姿勢であると思っております。その場合に、ただいま先生御指摘のとおり、それが相手国に喜んでいただくというものでなければなりませんし、また、その場合に、わが国といたしましてしっかりと統一したものを持っておるべきである。まさに御指摘のとおりであると思っております。国際協調ないしは国際間の協調融資というふうな点を申し上げますと、自主性がなくいんじやないかという御指摘でございました。そういった点も、私たちがいたしましてはそれにゆだねておるといふのはいけないのでありまして、先ほど申しました相手国に喜んでもらう、よくなつていく、経済の安定になるというふうな持っていくべきであります。この点につきましては、御指摘の線は十分に銘記いたしまして進んでいきたいと思っております。

それから、商品アンタイにした場合に、日本との対外経済関係で一番問題はアメリカだから、アメリカの商品が入ってくるんじゃないかという見通しの問題でございますが、開発途上国の現在の情勢を見ましますと、日本の品物が非常に良質であつて、しかも値段が安いと申しますか、それで日本の品物が実は行つておるわけであ

ります。ただ、素原材料は日本にございませぬし、また食料品その他も日本ではないのがございませぬ。そういったものは振りかわるのではないかと申すのであります。アメリカの商品がそれにかわるということとはあまり考えておられない。むしろ開発途上国の間でそういった域内の取引が行なわれて、開発途上国相手の開発途上国も喜んでらう、こういうような結果になるんじゃないか、このように見ているわけでございます。

○岡田委員 いわゆる即効的に円・ドル対策をやるといふこととありますから、即効的に効果をあげるということとは、結局急速にわが国の援助額をふやす、商品援助についても援助額をふやすといふことがその場合に第一に考えられるし、第二の問題として、いま答弁がありましたけれども、その商品援助、相手国の条件によつて、問題は円・ドル関係の対外経済調整というの是对米調整が主でありますから、結局そういう意味では、アメリカからの商品が買われる、アメリカからの輸出がふえるということが一番望ましいのではないかと、こう私は思うのでありますけれども、そう思ひになりますか。すなおに聞いていますのであります。

○木野政府委員 いまの、商品アンタイからアンタイにするといった場合に、ただいま先生御指摘のとおり、その分だけアメリカから入つてくればもうずばりドル問題は片づくわけでございますが、現在アンタイにしてあるわけでございます。したがって、現在、商品援助いたしますと、日本から品物が出ていくというわけでございます。また、これをアンタイにいたしますと、アメリカ以外のどこかの国から買った場合、それだけ日本の外貨が入ってくるのが防げるということがございませぬ。それから、アメリカがその品物を売れば、アメリカの国際収支がよくなるということと、その辺のプラスがございませぬが、先ほど申しましたとおり、こういった品物が出るかといひましたときに、アメリカの品物が出るかどうか、ずばり該当するものがあるかないかということござ

いまして、全体として見ましたときに、私たちは、たとえば開発途上国の間で品物が動く、そのときに相手の開発途上国もよくなるのではないかと、これが第二の効果ではなからうかと思つておりました。ずばりの御質問でございますが、アメリカ関係は、そうアンタイにしたことによつてアメリカの品物が出ていくとは考えておらないのでございませぬ。

○岡田委員 アンタイにして、もちろん外貨減らしには非常に役立つわけですが、後進国同士の場合でも。しかし、経済関係の調整というの是对米調整が主たるものですから、最も望ましいことは、アンタイにして、たとえば商品援助の先が、食料品を輸入する、食料品にたよるといふような場合には、アメリカは余剰農産物を持つていから、それがアメリカから輸出をされるということになれば、一番円対策としては望ましいのではないだらうか。そればかりという意味ではないです。そういうことを期待しても差しつかえないのではないでしようか。いまの対米経済関係からいへば、そう私は思うのですが、いかがですかという事です。そうだったらさうだいいわけですよ。

○木野政府委員 対米関係の状態をよくするといふことではさうでございます。それから、私いま申し上げましたのは、商品の援助をばアンタイからアンタイにするといった場合の話を申し上げたのでございまして、アメリカとの関係を見てまいりますと、開発プロジェクトがございまして、それはやはりアメリカの力を借りねばなりませんし、開発プロジェクト関係では相当アメリカの援助と申しますが入つてくる、このように考えております。

○岡田委員 時間がありませぬからあれですが、それに関連して、別な問題になりますけれども、ひとつこの機会に伺つておきたいのですが、先般の商工委員会、工業再配置・産地地域振興公団の審議をめぐつて、公団職員の給与についていろいろ議論されて、相当詰めて、最終的に、その質問

の中で明らかにし、工業再配置促進法並びに団法の改正案が通つた、こういういきさつがあるわけですが、すでに十月一日から公団が発足をし、新しい総裁並びに副総裁も発令をされ、総裁、副総裁の給与もそれぞれ決定されたわけですが、大体今度の公団は、いわば田中総理の目玉商品である列島改造、その中核的な役割りを果たしていくということで設けられた公団でありますから、相当ウェートの高い重要な公団であると私は思うわけですが、まさしくA級の公団である、こう思うわけですが、したがつて、今年度は百五十億でありますけれども、平年度三百億、むしろこれ以上上回る規模にするといふことがしばしば総理からも述べられておりますし、そういう意味で、前田中通産大臣の答弁としても、当然それに適当な給与水準に改正をいたしますという約束が行なわれておるわけですが、そのとおり行なわれなければ、これは田中総理はうそをついていたといふことになるわけですが、一体この改正については、もう発足をしておるのでありますから、いつ改正するのか、そうしてその改正の水準のめどは、そういう公団の設置の背景なりあるいはまた目ざす方向等から判断をして、どのような水準を考へているか、この際、はつきりした答弁をもらいたいと思つておるわけですが、したがつて、これは通産省の企業局と、大蔵省の給与課長が来ておると思うのですが、この点どうなつておるのか、答弁願ひたいと思ひます。

○山下(英)政府委員 御指摘のとおり、十月二日から発足いたしました、その前後を通じ、現在も新しい公団の職員の給与体系につきましては、通産省、大蔵省で鋭意協議中でございます。

岡田先生御指摘の前田中通産大臣の答弁につきましては、私ももちろめと心に入れております。○岡田委員 その給与関係の是正は一体いつごろ行なうのか、もう十一月に入つてきておるのです。が、発足当時の総裁、副総裁の場合は暫定で、これは正式にきまつたわけですが、したがつて、当然その間の職員給与についても、もう十一月に入つたわけですから早急に解決されなければならぬ

のではないかと申すわけですが、そのめどはいかがですか。

○山下(英)政府委員 御存じと思いますが、正直に申しましていつまでという期限があるわけではございません。ただ、私どもとしては、できるだけ早くというので話を詰めておりますが、もちろんきまればさかのぼって実施するという原則で、それにしても早いほうがいい。ただ、拙速——問題点は、やはり私どもとしては、この機会には公団の状態等と比べて見まして、今度新しく規模もふえ、仕事もふえて、政府関係百幾つの中で、いわゆる格も違ってきたわけですが、またいろいろな資料で検討してございまして、私どもとしては、拙速も困るが、できるだけいい形で早く話を詰めた。先生御承知のように、十月のペースアップの作業もございまして、そういうものとからめてやりたい。いま年内までは確実にとお約束できる——もちろんそうしたいと思っておりますが、そしてそれはさかのぼって適用したいと思っておりますが、はつきりした期限をお約束できないと思っております。

○岡田委員 この法律案の審議のときには相当突っ込んで審議をしておるわけですが、特にそういう問題についても十分配慮しなければならぬというところで議論が深められておるわけですが、そういう意味からいって、もう発足前に相当調査なり準備がなされておるべきではなからうか、こう思うわけですが、三カ月有余の相当の期間があったわけですから、それがまだ現段階でも調査をしなければならぬか、何かが問題なのか、調査が不十分だとすればいままでも何をやっているのか、この点はどうか。

○山下(英)政府委員 役所仕事と言われると、またその御非難も受けなければならぬが、たとえば新公団の役員の給与も発足以前から検討はしておりましたが、最近になってようやく両省の間できまつた。それから産炭関係の仕事は実際には

従来どおりのわけですが、しかし、同じ公団の中では今後交流もやってくると思いますし、全く同じにやっていると申すわけですが、共通管理部門などはどうにかして仕事量もふえるわけですが、そういう考え方は前から議論も、一致はしておるわけですが、それではそれそれ何ぼにしているか、体系をどうしていくかという点についてはなお検討を続けておるという状態でございます。いま特に何が難関か、何が難点かということもございせんが……

○岡田委員 企業局長としてはそう答弁されておるのですが、具体的には、やはり給与の関係です。から他の公団その他の関係等の振り合いから、結局大蔵省としてこれに対してどう考えておるのか、何かいままでも特に問題点があるのか。審議の流れからいえば、きわめて常識的に自然に問題は解決されてしかるべきではないか、こう私は思うのですが、大蔵当局はどうなのでしょう。何か問題点があるのでしょうか。

○西垣説明員 お答え申し上げます。いま通産省の企業局長からお答えいたしましたとおり、私どものところでは、通産省から資料をいただいて検討を進めておるところでございます。企業局長が言われましたように、できるだけ早く結論を出したい、かように考えております。特に問題があるかということもございしますが、特定の問題点について検討しておるというのではなくて、一般的にまだ検討は十分進んでない、こういう段階であることだけをおし上げておきたいと思っております。

○岡田委員 そうすると、当委員会、当時の田中通産大臣が発言したその精神を尊重して、その方向で解決をするという点については何ら変わりがないということをおし認めてよろしいですか。

○西垣説明員 通産大臣の御答弁でございまして、基本的な方向としては、その方向で検討を進めてまいりたいと考えております。ただ、先生も御承知のように、法人の給与水準と一がいに申し

ましても、これは職員構成の違いによりましていろいろ違いがあるものでございまして、ですから、そういったものも十分検討に入れて方向を出してまいりたい、かように考えております。

○岡田委員 終わります。

○蔵内委員長 午後一時三十分から再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後一時三十分再開

○蔵内委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。近江巳記夫君。近江委員 経済協力の問題ということにつきましては、いつもいろいろな角度で論じられてきておるわけですが、政府としても、やはりビジョンを確立して、そして今後はひとつルートに乗せたい、そういう、どちらかというと抽象論的な御答弁というものが非常に多かったように思われるわけでありまして。

それで、きょうは海外経済協力基金の総裁高杉さんもお見えになっておられますので、基本的な考え方、海外経済援助協力という点について、今後どうあるべきであるか、どのようにお考えになつておられるか、ひとつ参考人から御意見を伺したいと思います。

○高杉参考人 御質問に際しましてお答え申し上げます。

御承知のように、この海外経済協力基金の仕事というものは二つに分かれておりまして、その一つは、政府対政府の直接借款でございます。もう一つの分野は、日本の民間企業が発展途上国の経済発展に協力する場合に日本の企業に対して融資を与える、この二つに分かれております。

実際の状況を申し上げますと、基金の仕事がだんだんと政府対政府の借款のほうに重きを置かれるようになってきて、現在におきましては二千四百五十二億円という総体の貸し出し残高になって

おりますが、この中で、政府対政府の借款が千九百九億円、これは九月末の残高であります。それから一般のほうが五百四十二億円、こういう額になっております。

将来の展望を申し上げますと、この政府対政府の借款が非常にふえてくるのではないかと、こう思っております。これは御承知のとおり、海外経済協力の基本が国民総生産の1%ということになっておりますから、近いうちには1%になるだろうと思っております。その中でやはり政府対政府のソフトな貸し出しというものが七割ということになる一つの目標になっておるわけで、日本もその線に沿ってひとつ前向きにやりますようにということになっておりますので、こういう点から考えますと、将来、政府対政府の借款が大幅に伸びていくのじゃないか、こういうふうな考えられます。

そこで問題が二つ三つあるわけですが、その一つは地域の問題であります。ただいまにおきましては、この経済協力の地域的の重点というものがアジア、特に東南アジアに置かれております。政府対政府の借款におきましても100%アジア地域に限っております。アフリカとか中南米とか中近東のようなところにはまだ政府対政府の借款はやっておりません。しかし、この地域的の制限もだんだんと広がっていく傾向にあると思っております。たとえばアフリカ、中南米、そういう方面におきましても将来この直接借款の分野が広がっていく、こういうふうな考えられます。もちろん民間の経済協力の活動もこの方面にだんだんふえていく、こういう傾向にあると思っております。

ところで、地域の問題はさうであります。ここにわれわれ経済協力の上において非常に注意しなければならぬことが二、三ございまして、その一つは、相手国の国情に応じて適切な経済協力をやっていくにはどうしたらいいか、こういう問題であります。特に、最近日本に対する経済協力について、いろいろ批判が起こっております。たとえば、エノミツクアニマルとかあるいは経済的の進出、資本の支配とか、あるいは資源

の算奪であるとか、そういう非常にきびしい批判も起こっております。しかし、こういう批判に対してわれわれはこたえていかなければならない、こういう重要な任務がございます。

ところで、経済進出に対するいろいろな批判がありますが、一つの例を申し上げますと、インドネシアの経済協力でありまして、これが非常に大きな額にのぼっております。直接借款千九百億円というもののうちの半分以上、千億円以上というものがインドネシアにまわっております。また、民間の企業進出における資金の裏づけも一番多くなっております。そういうわけであります。インドネシアに対する経済協力に対して、いろいろインドネシアでも批判が起こっております。それは、やはり日本が金をもうけ過ぎるか、あるいは資源をむだに持っていくとか、そういうような批判が起こっております。

これにつきまして、先般私がインドネシアに参りましたときに、向こうの大統領との話がある。う話になりました。大統領のほうからは、日本の進出をもっとやってくれ、まだ足りない、こういうような要望がある。でありますので、私は大統領に對しまして、それは非常にけっこうであります。が、インドネシアにおいては日本の経済協力について相当ひどい批判があります。あるいは経済の主導権を日本が持っているとか、資本の進出が過ぎるとか、あるいはどうも資源をただ持っているだけで、インドネシアの経済、産業の発達にあまり寄与していないというような批判があります。そこで、われわれも実はどうして協力しようかということでも迷っております。こう申し上げたところが、大統領は、それはそういう批判もありましよう、しかし、インドネシアの政府はよく心得ております。日本の協力というものがインドネシアにとっては非常に大切である、また日本が非常によくインドネシアを援助してくれるというところを心配なしにひとつとどしどしインドネシアに資金をつぎ込み、経済協力をやってもら

いたい、こういうような要請があったわけであり

ます。そこで、われわれ考えますのには、やはり政府の考えと一般の民間の考えとは多少違うところがあります。どういう国にも批判勢力というものがあつて、それは開発途上国においては、日本に對していいことばかりは言っておりません。反日の新聞もございまして。そういう新聞なりマスコミというものは、いろいろとまた日本に對する批判を加える、こういうことがありますので、あまりこれにとらわれておるとほんとうの経済協力はできないと思うのであります。

そこで、われわれは誠意をもってこの低開発国の経済協力にはひとつ長い目で見ていく、これが必要ではないかと思うのです。道中においてはいろいろ批判があるかもしれませんが、結果においては非常にありがたかった、そういう結果が出るように忍耐と努力をもつてやる必要があるのではないかと思います。

それにつきましては、われわれはこういう方針でやっております。先ほど申し上げましたように、資源の算奪とかあるいは日本が貿易でもうけ過ぎるとかいう考えをやるために、ただ単に資源の開発を、非鉄金属でもそうでありまして、木材でもそうでありまして、また石油のようなものでもそうでありまして、そのものをそのまま日本に輸入するという方法はなるべく避けまして、やはり第一次産業から第二次産業、たとえば木材ならば木材の利用、あるいはチップ工場なり木材工場なりパルプ工場なりをその国に興してやる。ニッケル、銅、そういう非鉄金属の開発におきましても、ただ掘り出したものを金を出して持ってくるというのじゃなく、第二次の製錬工場でもつくってやる、こういう方法でいけば政府も感謝します。また、向こうの国民もそれによって職も得られる、所得もふえる、また、自然第二次産業の開発にもなる、こういうことです。つまり、そういう方針でやらないと、日本の経済協力というものが結局は発展途上国からあまり感謝されない、

こういうことになります。われわれはそういう方針でやっております。これはひとりインドネシアばかりではありません。

一つの例を申し上げますと、インドネシアでたいまニッケルの開発をやっております。ハルマヘラでニッケルの開発をやっております。これはニッケル関係の会社の総力をあげていま調査中であります。調査の結果非常に有望でありまして、これは二、三年かかってさらによく調査をして、その上でひとつ開発を始めよう、そうしてそこにニッケルの製錬工場をつくりましよう、こういうところへきておるわけでありまして、カリマンタンの木材開発にいたしまして、木材をただ持ってくるというのじゃなく、そこへ第二次産業のパルプ工場でもチップ工場でも木材工場でも興してやろう、そうしてインドネシアの民間に職を与え、そうして所得をふやしてやる、そうすれば、政府の方針もそれによって非常に立つていく、民間も喜ぶ、大体こういう方針でやっていくのがいいのじゃないかと考えております。

向こうに合弁事業を興してしましても、ただ単に日本が過半数の株式を持っていままで企業を支配するのじゃなく、だんだんとこの企業の経営管理能力が向こうの人にできますれば、向こうの人に経営をゆだねていく、そうして株式も一般に公開して日本はだんだんとそこから引き下がる、こういうような方針でやるのがいいのじゃないかと思うのであります。そういう方針でやれば、向こうの政府も民間も日本の経済協力に感謝する、こういうことになるのじゃないか、こういうふうに考えて、われわれはそういう方針で努力しております。

大体われわれは共存共栄、いましきりに言われておるところの日本の資本の侵略とか、資源の算奪あるいは経済の独占とかいうことが言われないうちに、共存共栄の立場で実績をもつてこれを示していく、こういうような方針でやっております。御質問に對してこれだけお答え申し上げておき

ます。

○近江委員 それから沖田さんも、きょうは参考人として来られているわけですが、いま総裁からいろいろの考え方をおっしゃっていただいたわけですが、また、それにつけ加えて何かお考えがございましたら、ひとつお聞きしたいと思います。

○沖田参考人 ただいま総裁から申し上げましたように、ほんとうに相手国、発展途上国の経済の発展、民生の安定に役立つような経済協力ができるように極力努力いたしておるわけでござい

ます。基本的にはどのような国に政府借款を出し、どのような援助の形態をとるかというふうなことにつきましては、大きな政府の方針のもとで経済協力実施機構としてやるわけでございますが、個々のプロジェクトにつきまして少しもフィージビリティをよく確かめて、たとえば道路をつくり、港をつくり、ダム、発電所をつくる場合に、経済的にも技術的にもフィージビリティのしっかりしたものをやると、相手国にほんとうに役に立ったと感謝されるような援助になるように、実施面で努力いたしていきたいと思っております。

でも、先ほど総裁から申し上げましたような相手国との合弁、あるいは相手国の輸出の振興、あるいは相手国における国産品の推進、雇用の増大、こういうふうなことに役立つような合弁事業を特に優遇して育てていく、こういう見地で個別企業に對する融資も考えて努力いたしておる次第でございます。補足してちょっと御報告申し上げます。○近江委員 たしか前に、四十三年でしたか、この改正案が出まして、あのときに、こういう援助の実態というものを私も調べて、いろいろ御意見申し上げたことがあるのです。たとえば一例として、タンジニブリオク港に日本から新造船といふことで出した船が、九隻だったと思ひますが、動かなくなつて係船してある、おそらく古船じゃないかという疑念も持たれたわけですが、けれども、そういう実際の内容自体、だれが見てもおかしいじゃないかというケースも前には見

受けられたようです。この追跡調査ということ、政府からもそういう調査団が派遣されて、いろいろなレポートも出しておりましたが、そういう正式なレポートの中にも、たとえば、ベニヤ工場でも機械が全然動かなくなるとか、その他いろいろな工場でも、もう雨ざらしになっておるとか、そういう効果のない援助であれば何にもならぬわけですね。一体そういうことはどういう事情でそのようになっているのかということも非常に不審があるわけですね。その後、相当いろいろと改良もなさっておると思いますが、そういうようなケースは最近はないですか。みなうまいってしておりますか。その辺のことをひとつ総裁に伺いたいと思います。

○高杉参考人 この協力がうまくいっているかないかの問題であります。一番批判的にいいますのはインドネシアの経済協力でありまして、これはスカルノ大統領時代に、賠償金でやった経済協力の工場がそつちこちにあるのであります。これはほんとうの日本とインドネシアの相談でできたものじゃないのでございます。大抵スカルノ大統領がここへ何を置け、ここへ何を置け、こうばく然とどこどこに公平に工場を置くという方針でやったものらしいのでございます。私その当時は総裁をやっておりましたので詳細はわからないのでありますけれども、聞くところによると、そういうふうにしてこしらえた工場がやはり実地に合わない。人の問題、技術の問題あるいは材料の問題、運搬の問題、そういうことでどうもうまいかないで工場が眠っておった、こういうことが非常に多いのであります。しかし、その中にもうまいところもあるところもあるようであります。それはやはり工場の管理がよくできておるところはうまいところ、こういう例も二つ三つあるようであります。結局企業というものは所と材料の問題、それから運搬、輸送の問題、それから経営する人の問題、管理の問題、こういうのがやはりうまくかみ合わないとなかなかうまくいかない、こういうことであ

りまして、スカルノ大統領時代のそういう遺物がそつちこちにあるのをたゞいま検討して、できるものなら生かしていこう、こういう努力をやっておるわけでございます。

それから、そのほかの経済協力は、タイ、カンボジア、ビルマ、そういうところにもたくさんありますけれども、まだこれからの仕事であるところがあるところがございます。たとえば、三井物産のやつておりますミツゴロの農場のようなところではトウモロコシをやつておるのであります。これはなかなか骨の折れるところでございます。しかし、これは長年かけて成功のところに持っていこうと努力中でございます。

それからまた、カンボジアあたりにもそういうものがありますけれども、ああいふ治安の不確定なところでは実際まだ実行ができません、こういうところもございまして。しかし、いまのところは、そういうものは大体においてうまくいっていると思うのでございます。中にはやはり見込み違いのところもあつて、これは仕事のことであるからいたし方がないと思うのであります。大体においてうまくいっている、こういうふうに私は考えております。

○近江委員 確かに時代もだいぶ変わつてきたと思うのでありますけれども、何せこれは外国でやることでありますし、なかなか目も届かないということ、うまいケースのほうが少ないという耳にしないかというふうなこともちよいと耳にするわけでありまして、やはりこうしてやっていく以上は、向こうも喜び、また成功をしてくれ、いふやうな血税を運用していくわけでありまして、その点は慎重にお願いしたいと思つております。それで、今度は政府にちよつとお聞きしたいと思つております。

わが国の政府間援助ですけれども、七一年では対GNPが〇・二三%、DACの平均が〇・三五%で、こういう立ちおくれといふものが依然として目立っております。これについてこの拡大

目標、また援助の計画的な推進をはかるということ、この援助効果の点で非常に大切なことである、このように思つておるのですが、考え方や具体的な方針についてお聞きしたいと思つております。

ろいろなむずかしい点もあるかと思つておるけれども、やはりこれは国際的なそういう信義に關係することでもありますし、そういう点はひとつ努力をしていただきたいと思います。

それから、この援助条件につきましても、日本の場合金利が三・五%、据え置き期間が六・七年、返済期間が二二・一年、こうなつておりますが、DACの平均でいいますと、金利は二・六%、据え置き期間が六・四年、返済期間が二九・一年、こういうふうに出ておるわけですが、今後やはり少なくともこれは改善していかなければいかぬと思うのです。皆さんもいろいろと努力されておると思うのでありますが、この改善方針をどのようにお考えになつておられるか、この点についてお伺いしたいと思います。

○新田政府委員 御指摘のとおり、政府間開発援助、いわゆるODAのGNP比は昨年で〇・二三%でございます。国際的な要請として、発展途上国から少なくとも〇・七にすべきであるという広範な要請が出ております。

これに対して日本としても、ことしの春の第三回UNCTADにおきまして、〇・七を目標にして達成に努力するという意図表明を行なつておるわけでありまして、ただ、これをいつまでに実現するかという年次についてのコミットはしておらないわけでございます。しかしながら、日本の最近置かれておる状態から見まして、これをできるだけ早く達成しなければいけないわけでございますが、しかし〇・二三という現状はあまりにも低いわけでございます。さらに一九八〇年を目標にして〇・七というテンポでいきます場合に、少なくとも七五年には〇・四に引き上げなければいけない。これは現状のDACの平均よりもちよつと高目の標準になるわけでございますが、それにしてもODAの最近までの年平均の伸びと

○新田政府委員 御指摘のとおり、日本の借款の条件は、確かに最近累年ソフトにはなつてきておりますけれども、DACの平均水準から見ますとまだかなりハードになつておるといふのが現状でございます。援助の条件につきましては、御承知のように一九六五年、一九六九年という勧告がございまして、最近では、DACの上級会議におきまして、十月にまた新しい一つの目標が設定されて、日本としてもその達成に格段の努力を払うという意図表明をやつておるのでございますが、これは御承知のように、グラントエレメントとしまして八四という目標になつております。それがDAC平均が現在八二でございますので、DAC諸国の平均から見ますと、もう高い水準ではございませぬけれども、日本の現状は六五でございます。これはさきさき御指摘の贈与比率が三・三%で、金利が三・五%という水準、これが六五になるわけですから、このグラントエレメント八四、これを達成することも先ほど申し上げましたODAの拡充と並行してやらなければいけないと思つておるわけでございます。これは財政的にも非常に大きな問題でございますけれども、やはりこの目標に向かつて並行的に努力しなければいけないと思つております。その場合に、やはり財政資金の問題になつてく

の伸びが約二%くらいでございます。これをかりに今後成長率——これは仮定でございますけれども、GNPの伸びを三%くらいに見た場合に、今後三、四年、毎年三割以上のテンポで伸ばさなければいけないという数字になります。そこら辺の問題は、現在経済企画庁で昭和五十二年を目標とする中期計画を策定しておりますが、その計画で見るGNPの伸びに見合つて具体的にどういうテンポでODAを伸ばすかということと計画の策定を終わつて具体的に検討してみたい、そういうふうに考えております。

○近江委員 このようにビアン報告ですか、これでも〇・七ということがいわれておりますし、わが国としても、やはりアジア全体として日本に対する期待が非常に大きいわけでありまして、い

るわけでございます。一般会計からの出資、つまり財政投融資の資金による出資の比率を逐次上げていかなければならないという問題があるわけでございます。そういった方向に、特にソフトな借款をやっております経済協力基金の条件を逐次緩和しまして、経済協力基金を中心として借款の拡充に充てていくというふうにしなさいと考えております。

もう一つは、借款の条件のほかに、ODAの中における無償供与——贈与とかある技術協力の無償供与の比率が、DAC諸国平均ではODAの中で五〇〇程度占めておりますけれども、日本の場合には二五〇の低い水準になる。したがって、やはり借款の条件のみならず無償供与のウェイトを高めるという問題、これは外務省を中心にいろいろ検討していただいておりますが、これもやはり借款の条件に劣らず重要な問題と考えます。

○近江委員 今後発展途上諸国との円滑な交流ということがますます大事になってくるわけですが、円滑な交流を進展させていくのに非常に効果がある、こういわれておるのは技術協力の問題なんです。わが国の場合、DACの加盟国の中で技術協力については最下位になっておるわけですね。こういう点は、やはり格段の努力をする必要があると思うのです。こういう点は、やはり先方も一番期待しておることであると思ひますし、これについて具体的な拡大計画というものはどのように考えておられますか。

○新田政府委員 御指摘のように、現在の日本の技術協力の水準は、私、先ほど申し上げましたけれども、ODAの中における無償供与二五〇ですけれども、技術協力はたった五〇しかありません。これはDAC諸国平均では二五〇を占めておるというふうな現状でございます。資本協力を並びまして技術協力というものが、今後ますます資本協力和とタイプアップして重要性を増してくると思ひます。これにつきましては、やはり外務省が中心に

なっております。海外技術協力事業団を中心とする政府ベースの技術協力を並びまして、各省がそれぞれでやっております各事業分野の技術協力をそれぞれ助成しておりますが、その助成予算の拡大というものを通じて技術協力の量質ともにこれを拡充していく必要があるというふうな考えでございます。

○近江委員 政府の開発援助の拡大充実ということは、今日、外貨もこのようにたくさんあるわけですし、円対策という点からも強く要請されておるところであります。これは単なる先進国の責任ということだけじゃなくて、今後わが国と発展途上国とのそういう関係ということからも、そういう計画的あるいは効率的、有機的な推進ということが望まれるわけでありまして、そのために、行政機関あるいは実施機関、こういう業務分野というものを明確にすべきじゃないかと思ひます。この点が案外よく然としておるようには思ひますが、この点についてどのように考えておられるか、これをお伺いしたいと思ひます。

○新田政府委員 確かに先生御指摘のとおり、経済協力に関する行政機構はかなり複雑になっております。ただ考えますに、経済協力というものは、これが政府ベースの協力であり、民間ベースがある、あるいは二国間の協力もありまして、マルチの多角的な協力もある、内容的に技術協力もあるし、資本協力もあるというふうな非常にその内容が広範でございます。関係する省が非常に範囲が広いわけでございます。これに因りして十五省も、狭い意味で五省庁で、課としまして十五課くらいでございます。これにつきましては、やはり資本協力の面につきましては、これは外務省の外交的な判断とか、それから大蔵省の財政的判断、それから通産省の通商面からくる判断、いろいろなものを総合しまして、特に四省庁が中心になって随時連絡会議を開いて調整しながらやっております。この点が現状でございます。また、特に重要な案件は閣僚懇談会で方針の決定をするというふうな運営をしております。

技術協力の面につきましても、これは外務省、それからその所管する技術協力事業団を中心にして、そして所要の調整をはかっておるといふふうな状態でございます。この機構問題につきましては、今後ODAの拡充の問題、それから条件の緩和の問題、それから内外の情勢もいろいろ変化している時代に対処いたしまして今後どうするかという点につきましても、政府部内においてもいろいろ検討している次第でございます。

○近江委員 政府側で検討しておりますと言いますが、これはもう何年同じことを言っているからぬわけですよ。一つも進んでいないわけですね。それで法律改正ばかりこうやって出してくる。そういうことは困ると思ひます。これはひとつ行政次官にお伺いしますけれども、やはりそういう答弁だけで、実際は一つもそういう結果が出てない、前進してないということであれば何にもならぬと思ひます。その点について今後どのようにしていただけるか、基本的な次官のお考えをひとつ承りたいと思ひます。

○木野政府委員 基金と輸銀との役割と申しますか、またその場合の融資の条件その他違うわけでありまして、私は、これらの趨勢を見てまいりますと、基金のほうにウェイトをございまして、基金中心のほうにウェイトがかかってくるのじゃないか、こう思っております。

それから、ただいま御指摘のそれを受けまして政府のほうではどうだ、あまりにも機構が複雑で、また連絡その他は十分にないんじゃないかという御指摘があるかと思ひますが、連絡が十分でない点、相互調整の不十分な点は私のほうの所管でございまして、改めまして努力いたします。

それから、現在基金につきましては経済企画庁が主務官庁でありまして、大蔵、外務、通産とこれが関係省でございます。ただいま先生の御指摘の点は非常に大きな問題でございまして、私の一存でどうだということとはちょっと申し上げられ

ませんが、先ほど申しましたとおり、これからの海外援助関係は質的には政府が援助をばもとふやしていく、そしてまた条件その他につきましてもソフトにしていく、よくしていく、これがわが国に対する要請でもあり、また経済大国になり、このように思っております。そういったしまして、全体として基金に中心が移っていく、このように考えておる次第でございます。

○近江委員 次官のほうでは、いま具体的に政府機構をこうするということもすぐには出ないと思ひます。これはまたよく関係の次官会議なり、また大臣にもよく申していただまして、ひとつすみやかに改善できるように努力を払っていただきたい、これを強く要望しておきます。

それから、円対策の問題ですけれども、外貨がこんなにたまってしまっていて、いろいろと考えておられるわけですが、各種の輸入拡大策というものが講じられておるわけでありまして、しかしわれわれの見たところでは、非常に技術的な面だけが目立つわけですね。ほんとうに輸入の拡大をはかっていくためには、関税引き下げの効果というふうなものが流通過程で吸収されないように、流通面におきましても対策を講ずる必要があると思ひますが、こういう点についてはどのように政府としては考えておられるか、これをひとつ貿易振興局長にお伺いしたいと思います。

○増田政府委員 ただいま近江先生の御指摘にいたしました輸入品の価格が、たとえば昨年一六・八八の大幅な円の上り上げがありまして、これの結果として輸入品が相当下がるであろうという期待を国民が持ったわけですが、これがあまり下がってないという点が非常に問題になっておるわけでございます。ただ、現在の日本の輸入品につきましましては、大体六割以上が原材料でございます。これは、これらの値下がりというものは直ちに製品に出てこない。それから去年の切り上げ以降また諸外国の原材料価格も相当上がってきております。その点必ずしも円の切り上げの影響がいいほうに出

についての配慮、それからその実態に即した措置をとるというために、いろいろの計算をしたり、また基準をつくって、それでどういふ影響を各企

す。したがって、これは相手国の希望いかんによるわけでございますけれども、かりに日本では生産できないようなものにつきまして向こうが希

インクという方向を強く推進すべきものと思いますが、やはり一方、国内の輸出、特に中小企業関係に及ぼす影響というものも半面考慮しなければ

ということになりますと、政府の出資、無利息の出資をもつとよけいにしてもらわないとコスト的には基金がやっていけないことになるわけ

であります。将来もつとソフトにするということになりますと、ただいま六分五厘、半分半分としてそのコストが三分二厘五毛になるわけでありますが、それでは三分以下の貸し出しはコスト的にはできない、こういうことになりまして、基金といたしましてはもつと政府の出資をふやして、もう、これが一番いいのではないか、こういうふううに希望しておるわけでありまして、つまり借り入れはいいのであります。借り入れよりも、もつと以上に政府の出資をふやして、こうして、基金のコストをもつと安く持っていく。そうすると、あるいは三分でも二分五厘でもいい、こういうことにもなるのでございまして、これは基金の希望としましては、政府の出資をもつとふやしていただきたい、こういう考えを持っておるわけでございます。

○近江委員 もう時間もありませんから、あと一問で終わりますが、援助のアンタイング化の推進に伴って、先ほどからも問題が出ておりますけれども、基金と輸銀との業務調整、これについてどう考えておられるか、参考人の総裁と、最後に政府にお聞きしまして、終わりたいと思います。

○高杉参考人 実際のことを申し上げますと、ただいま輸銀も基金も同じようなことをやっておりますのであります。直接借款のようなものも輸銀でやっております。これはまだ基金が創設されない前に輸銀というものが存在しまして、基金のやるようなことを輸銀がやっておった。その結果、今日まで続いておる、こういう次第でございまして、したがって、その仕事の分野につきまして、ときどきどっちへ持っていくかという問題が起るものであります。これは輸銀に持っていくべきか、基金に持っていくべきか、非常に長期で低利のものを欲するならば基金に持っていく、しかしそれはソフトじゃなくてもやっています、しかしものなら輸銀に持っていく、こういうこともあります。しかし、本来この輸銀というのは、貿易の決済の延べ払いのような仕事をやるのでありまして、経済協力と、長期にして低利のものは、やはり

りほんとうは基金の仕事でございまして。しかし、そういう仕事で今日な輸銀に残っておるといふようなことがございまして、ときどきその所管問題で問題が起る、こういうことになっておりますので、これにつきましては、輸銀と基金との間の役員あるいは事務当局におきまして、よく事前に打ち合わせをやりまして、そうしてあとでトラブルのないようにしたい、このようにして、特に輸銀のほうからは一人理事が基金のほうに入っておりまして、役員会にはその理事も出席して、こういう問題についていろいろ率直な意見の交換をやる、こういうことをやっております。ただいまのところはともかく無難に進行しておる、こういうことでございまして。これをもちと法律にはつきりときめるといことができれば非常にけつこうでありますけれども、これはやはり政府の仕事でありますので、そういう点はよく考えていただきたい、こう思っております。

○木野政府委員 基金と輸銀との関係でございますが、ただいま総裁からお答えがありましたように、輸銀のほうで早くできておりました、基金の仕事もやっておったというふうなきさつがあるわけでございます。したがって、両方におきましてダブルというところがあるわけでございますが、一番大きな点は、基金のほうで条件がソフトである、輸銀のほうは、何と申ししても銀行でございますから、条件がハードである、この点でございます。

それで先ほど申し上げましたとおり、これからの海外援助は基金が中心になっていくのではないかと。また、そういったのが各国の開発途上国の要請でもございまして、また、できるだけ条件をソフトにしていきたいというのがわが国の考え方でもありますので、私は、これからのウェイトは基金にかかっているのではないかと、このように思っております。

そこで、この両者をばこの際はつきりしたらいじやないかという点がございまして、援助の実態といたしましては、各国各国で違っておりますし、また予算その他いろいろ関係がございまして、いまこの際、制度に手をつけるよりは、できるだけ両者の仕事の連絡を密にいたしまして、また経済企画庁、大蔵省、外務省、通産省、これが関係の役所でございますが、十分に連絡をとりまして、そうして総合調整の権限が経済企画庁の仕事でございますから、経済企画庁といたしましては、その点につきまして全力をあげて、そしてただいま近江先生の御指摘の点につきましては善処していきたい。これが私たちの考えでございます。

○近江委員 終わります。

○蔵内委員長 米原君。

○米原委員 今回の海外経済協力基金法の一部を改正する法律案は、改正点はごく簡単であります。援助のひもつき廃止をするというだけであつて、それ自体は、取り出して検討するならば、発展途上国の選択の余地を拡大させる可能性を大きくすることになるわけで、そのこと自体には、われわれも、もともと反対してないのです。しかし私たちがとしては、この改正案が提出された直接の動機——もともと私たちが、この基金法そのものが、この討議の中でも問題になっておりました経済侵略とか資源の収奪とか、そういうことをむしろ助けるように使われているのじゃないかという点で反対してきたわけでありまして、今度の改正案が提出された直接の動機も、いわゆる第三次円対策の一環として出されておる。アメリカの要求に屈服して、政府としてもアメリカのドル防衛の協力のために、アメリカの経済援助の肩がかりを推進するために、以前から検討していたものだと、このことを知っております。

そういう意味では、援助のひもつきを撤廃するということは、発展途上国の要望にこたえる形にはなっておりますけれども、この要求を利用して、現在のような政治的、経済的な支配を背景にして日本の大資本の海外進出を推進し、主としてアジアの反動的な反共政権を激励して、その地域に対するアメリカ帝国主義の支配を拡大しようとするねらいに奉仕させられているものと考えます。発展途上国がアンタイング化によつて選択の余地が広がるということは、実際には先ほどお話がありましたように、日本の競争力が強いので、日本から結局は買わざるを得ない、影響が出て一割程度だろうというふうに見られております。

私は、東南アジアに進出しておる商社の方からもちよつと話を聞いたのですが、ひもつきを撤廃することによつて、発展途上国の選択の余地などはほとんどない、いままでもどおり続くであろう、むしろ今度のねらいは、アメリカが発展途上国で焦げついている援助を、この資金を利用して回収しようとしているのではないかとさえ言っていたわけでありまして、そういう点で、私は具体的な問題について二、三聞いてみたいのです。

いま開かれていた予算委員会でも、大企業が国内の土地を大量に買い占めている問題が相当問題になっております。大企業がだぶついた資金で土地の買い占めをやっている。しかし、これを海外でもやろうとしている問題があります。ハワイで日本の大企業が土地を買いあさっているために、現地の人から日本人がハワイの地価を押し上げていっているという非難が出ております。もつと具体的に聞きますと、日本航空が香港で現地と合併で合計二千万ドルのホテルの建設をやるうとしておりますが、その一割の二百万ドルを日航が出す。その二百万ドルにこの基金を充てようとしていると聞いております。現地が一千万ドルも出せる余裕のある相手なのに、この基金を使うということ、経済協力とはほど遠いものじゃないか。この点どうでしょうか、伺いたいです。

○沖田参考人 お答えいたします。

日本航空が海外各地にホテルチェーンを持ちたい、乗客のホテル確保のために、各地にそういうホテル網を自分で持ちたいという計画があることは、私も承知いたしております。ホテルに対する海外投資、それが経済協力効果を持つか持たないかという一般的な判断につきましては、たとえばインドネシアの賠償におきましては、ホテルインドネシアというのは外貨獲得に非常に役立つので、いまジャカルタに参りますとあれが冷房完備の一番いいホテルになって、あれがなかったらいまの援助効果も非常に削減されたのではないかと、そういう意味で、雇用吸収力の非常に大きい観光産業に対する日本の投資が経済協力にならないとは、私も思わないわけでございます。いままでもそういうことは前向きに対処いたしておるわけでございますが、香港の件につきましては、まだ具体的にどこまでか詰めまして入っておりますので、いまだどうするかということについてはお答えいたしかねる段階でございます。

○米原委員 ホテルインドネシア、私もインドネシアで見たことがあります、いま言っておるのは、香港の問題を具体的な例として出したのです。確かにいろいろなケースがあると思いますが、一般的に考えると、このような不動産投資にも基金を使うというのは、どうもおかしいように思うのです。やめるのが妥当じゃないかと思うのですが、今後もうこういう点にも基金をどんどん使われるつもりかどうか、この点を原則的に聞いておきたいのです。

○新田政府委員 ただいま御指摘になりましたようなホテルの建設、これが経済協力基金の業務として産業の発展、経済の安定に寄与する事業かどうか。それから基金の性格から見ても、輸銀あるいは市中金融機関の融資に乗りがたいプロジェクトであるかどうか、そういう認定につきましては、基金が十分法律の目的に照らして判断されるべき問題だと思います。

○米原委員 この基金を使っているまで不動産取得をやられた状態がどの程度あるか、私、さらに検討してみたいと思うので、そういう資料を提出していただきたいと思います。もちろん後はどうでもいいです。

それから次に、前にもこの委員会が二回ほどお尋ねした問題ですが、カリマンタン森林開発協力株式会社、FDCの問題で伺いたいたいです。二回目に聞いたときも、何か全然はつきりした見通しも何もないような答弁しかもらえなかったのですが、その後の経過についてできるだけ詳しく説明していただきたいと思います。

○新田政府委員 御質問のいわゆるFDCの問題、カリマンタン森林開発協力株式会社の問題でございますが、御承知のように、昭和三十八年にインドネシアで森林伐採ということでインドネシア側のブルフタニとP方式で事業を開始したわけでございます。

一応計画としては、二十事業地を予定してスタートしたわけでございますけれども、四十二年にインドネシア側としまして、外資法の改正によつてP方式というものを新規事業としては認めないというふうな取り扱いに変わりましたので、したがって、新規の事業拡充をやめまして、約五事業地に事業規模を縮小したわけでございます。

その後、いろいろな事情が重なりましてなかなか思うように事業が進まない。したがって、ブルフタニ側の意思によりまして、この事業は四十五年の六月に一応停止しまして、その時点で、やはりP方式ではなくて、いわゆるコントラクト方式、受け入れ方式に変えようということで基本的な合意を見たわけでございます。その後、このコントラクト方式をどのようにやるかという点につきましてもいろいろ検討しておったのでございますけれども、先方でブルフタニの改組問題とかあるいはインドネシアの総選挙の問題とか、いろいろの問題がございまして、最近までこの交渉が具体的に詰まらなかったわけですが、こと

しの八月によりやくこのコントラクト方式に関する基本協定ができたわけでございます。

その内容としましては、事業の規模を三十一万七千ヘクタールにすること、それからこの事業の主体をブルフタニからFDCに移しまして、そしてFDCがブルフタニの請負人として事業を行なうということ、それから、そのかわりにコントラクト・フィーをFDCからブルフタニに払いまして、それを財源として債務の返済に充てる。そしてその地域における伐採量としましては、年間二十万立方メートルの木材を伐採する。そしてその債務の返済が完了するまでこの伐採を継続するというふうな基本的な合意を見たわけでございます。現在その細目について、実行契約について打ち合わせをしているという段階でございます。

いろいろ紆余曲折があったわけでございますが、今後はその伐採した木材の輸入とか、あるいは日本に持ってきてからの販売について有力商社の協力も得られる見通しがついております。それから伐採自体につきましては、ただいま申し上げましたように、債務の返済完了まで伐採をするというところ、それから農林大臣の保証を取りつけるという問題、それからいろいろの問題が今後あるかと思いますが、その間に日本とインドネシア政府ベースの協議も随時行なうという約束になっておりますので、今後は円滑に進むのじゃないかと思っております。

○米原委員 その問題については、あとで具体的な質問を別の機会にまたやりたいと思っておりますけれども、そうしますと、まだインドネシア政府がその債務を政府の債務として認めたというわけじゃないわけですね。農林大臣のそういう保証を得ようとしているという段階ですか。

○新田政府委員 ただいま申し上げました農林大臣の保証というのは伐採量についての保証でございます。保証の確証は、向こうは、ブルフタニとしては、はっきりしておるわけでございます。いまのお話だと、返済のための具体的な計画がまだ最終的にはまだとまっているわけ

はないのです。それから期限が大体いつごろまでになるかということはまだまだとまっているわけではないわけですか。

○新田政府委員 年間二十万立方メートルという伐採量も確定し、それから立米当たりのコントラクト・フィーの金額も基本協定で確定しておりますし、それを財源として支払う立米当たりの金額も確定しておりますので、したがって、債務返済は今後その単位でおおむね十七年ぐらいいろいなると思っておりますが、完済するというふうになっております。

○米原委員 もういままでも返済計画は何回か立てられて、すべて失敗しているわけですか。そういう点で、まあそれでうまくいくかどうか、いままでの事情からして私はちょっと信じられないのですが、結局どういうふうな最終的に計画がなつか、写しをあとで資料としていただきたいと思います。その問題は前から検討しておりますから、それだけにします。

それから通産省の方に聞きたいのです。今回の円対策の中で関税の一律引き下げが一番大きな点だと思っております。その製品の中には中小企業製品がかなり含まれているので、これが増加することによって、日本の中小企業にかなりの犠牲が出ると思うのですが、その点についての対策はどうなっているかということをお聞きしたいと思います。

○増田政府委員 今回の円対策のうちで、輸入の促進につきまして一つの大きな項目の中に関税の一律引き下げというものがございます。これは工業品大体ほとんど全部について一律の引き下げになっておりますので、ただいま御指摘のように、その場合、中小企業への影響というものは十分考慮されなければならぬと思っております。今回の引き下げにつきましては、もしこの中小企業関係に悪い影響が生じた場合は、関税の一律引き下げをもとの税率に戻すということ、その法的措置も講ずるよう今回の措置の中に入っております。したがって、もし事態の推移でそういう悪い影響が出ましたときには、この措置を活用してもと

の税率に戻すということを行ないたいと思っております。

○米原委員 もうちょっとその点具体的に聞きたいのですが、悪い影響が出た場合に関税率をもとに戻す、そういうやり方は、その措置としてきめましても、大体どういうやり方でそれがきまってくるのですか。

○増田政府委員 ただいまの関税暫定措置法におきまして救済措置の仕組みでございまして、これは関税暫定措置法の第八条の六の第二項に規定しておりますが、外国製品の価格の低落その他がこれを実施したとき起るという、そういう事情の変化、現在ではこれにそれほどの悪影響は与えないというところで一応二割というものを示しておるわけですが、事情が変わりまして、外国において価格が低落して、そして安いものが、二割の下げた関税のもとに入るといふ場合、あるいは特定の貨物がこれまで予想しておりましたよりも非常に多く入ってくる、関税を引き下げましたことにより輸入が急増するといふ場合、これらによりまして、もし本邦産業に相当な損害を与えるといふ場合につきましては、関税率の今度行ないました一律二〇%引き下げをもとに戻すということ、これにつきましては、中小企業庁は十分各界の事情を把握し、二〇%引き下げ後の状況をトレースいたしまして、必要あればこの措置をとる、こういうことになっております。

○米原委員 そうしますと、そういう状況の実際の調べ方ですが、たとえば通関実績とかあるいは業界のほうからそういう申告があるとか、そういうようなことできめていくわけですか。

○増田政府委員 ただいま申し上げました各業界の事情を把握して、十分それを注目して、必要あれば措置をとるといふことでございまして、具体的に業界からの申し出ももちろん私も聞かれていますけれども、それ以外に価格の動向、それから通関実績による輸入の数量の動きというものを全部把握いたしまして、そしてこの影響が非常に取り返しのつかない段階に至る前にできるだけ

早くこの一律引き下げの税率をもとに戻すという措置を行ないたい、こういうふうな思っております。

○米原委員 つまり私が心配しているのは、かなり事態が悪化してから打つようなことにこういふのはなかりちださうなものです。そういう点で絶対に被害を与えないというような保証がほしいわけなんです。もしそういう被害を与えた場合には、それを必ず補償するというような制度でないといけないうのじゃないかと思うのです。

○増田政府委員 ただいま御指摘のような点もあろうというところで、今回のこの救済措置の規定の中には、損害がもうすでに発生したということだけではなくて、損害の見込みといふものも含む規定になっております。ですから私も、そういう規定を入れて原案を作成いたしましたのは、ただいま先生の御心配になるような点をおそれ、まだ現実には損害が発生していませんけれども、見込みがあるときに直ちに措置ができるというふうにしております。

それから、これらの一律引き下げによりましていろいろの影響があらわれたときには、金融措置その他についても機動的にやっていくつもりでございます。また、中小企業が一律引き下げといふ一つの輸入促進策の犠牲になって非常に悪い影響を受けることがないような措置を迅速にとりたい、こういうふうな思っております。

○米原委員 この法案としての問題点は非常に簡単で、私はこれでもう質問を終わりたいのです。

ただ、もう一言言っておきたいのは、私たちとしては、国際的な経済協力全部を否認するといふ立場じゃないということ。いまの形のままで経済侵略や資源収奪といふことになるじゃないかということであって、発達した工業国として、世界の平和と諸民族の独立、全人類の進歩のために積極的な経済協力をやるべきだ、基本的にはそう考へておるのであります。現在の行き方では問題があるというふうに、同時に考へております。

す。こういう立場であることを申し上げまして、私の質問を終わります。

○蔵内委員長 松尾信人君。

○松尾(信)委員 いままでずいぶん海外経済協力の点につきまして質疑を重ねてまいりましたが、わが国といたしまして、〇・二三%という低い海外協力の政府の開発援助を引き上げていかなければいけないというところはあたりまえでありまして、これを一挙に〇・七%まで引き上げていくというところにつきましては、これはいろいろの問題点もありまして、これは〇・三四%の加盟諸国の平均、これは〇・三四%ですか、そういう国々の平均に比べても非常に少ないという現状は、どうしてもこれは当然変えていかなければいけないわけでありまして、一挙に〇・七%までは無理でありまして、今後五年間でどうするといふような、やはりその見通しというものを立てまして、そして適切なプロジェクトに対して協力する。やはり日本側の考え方、これが向こうから言ってきたから応じていくとかいふものじゃなくて、やはり政府自体の考え方というものをきちんとしていきたいと思います。いろいろの事情にそぐわない結果が出てくるのじゃないか。このままの状態では推移いたしますれば、民間の海外経済協力といっていますけれども、投資関係といふものがどんどん伸びていくのじゃないか、GNPの二%といふものは、これはもうあと〇・一%で達成するわけでありまして、それが主として民間の海外投資によってそのようになっているのでありまして、いまのような情勢であるならば、民間のほうからどんどん先行的に進みまして、政府のほうからと打ちになる、今後とも民間投資は大いに進んでいくだろう、このように私は思います。政府の〇・二三%というような直接借款の問題、これについて今後どのような考へをもつて進んでいくとするのか、まず政務次官にその点をお聞きしたいと思います。

○木野政府委員 わが国の海外援助を見てまいりますと、GNPの二%が目標だ、そして日本では

○九六%までいっておると言っておりますが、その内容を見てまいりますと、ただいま松尾先生御指摘のとおり、政府援助は〇・二三%でありまして、DAC平均の〇・三四%よりも低いのでございます。これを上げていくということが日本の国の一つの大きな課題でもありまして、各国からも非常に要望のあるところでございます。そしてまた、それが伸びないときには民間のほうから伸びていくじゃないか、これを早急に伸ばすべきだという御意見、これはただいま拝聴いたしました。それはさておきまして、政府援助をばやせ、ふやそうというのが一つの大きな課題でございます。

そこで、ことしの春にUNCTADの会議がございまして、〇・七%まで上げるべきであるという話が出てまいりまして、日本もこれにあえて反対しなかったというのでございます。実は、いままでは、国の力からいまして困難であると言っておりまして、あえて反対をしなかった。当時、愛知さんが特使で行かれましたが、愛知さんの話では、むずかしいことではあるが賛成というふうなことで帰ってこられたのでございます。

そこで、ただいま先生から、それでは目標を立ててやるべきであるというお話がございましたが、実はいついつまでにとやるということは言っておらないわけでございます。この点がまさに御指摘のところでございまして、なかなかむずかしい問題でございまして、ほんとうを言いますと、それではいついつまでという話になるべきではなからうかと思っております。将来計画その他ございまして、もう少し検討を加えたい、こういう段階でございまして。

それから、日本の国といたしまして政府間援助をばやすべきであるといふこと、それから実は条件をソフトにしろといふことがございまして、利率の問題、償還期限の問題、据え置きの問題、そういうものにつきましてもできるだけ有利に、ソフトにしろという問題がございまして、そうしてまた、今回提案いたしました商品援助につき

まして、タイドからアンタイドにしろという問題
がございしますが、こういつた問題にからまつての
問題でございしますが、今回取り上げましたのは、
商品援助につきましてタイドからアンタイドにし
ようということとございまして、国際会議その他
でも要望のあるところとございまして、また、日
本の国といたしまして経済的力がついてまいり
ましたので、国際協力の線に沿ひまして今回提案
いたしましたところとございまして。

○松尾(信)委員 いまのお答えでありますけれど
も、要するに、日本の外貨事情から申ししまし
ても、これはいろいろの点で日本の外貨という
ものをどうしていくか、円再切り上げの問題があ
ります。それに関連しても、やはり一つは海外經
済協力というものの点で政府が真剣に取りま
組んでいくかということも大きな円対策になりま
す。ですから、これはいろいろのむすびの問題が
ありまして、これは政府全体として、外貨減ら
しという面から、当然これは積極的
に、このようにやるのだという三年、五年の計画
ぐらひは持つておられませんか、要するに外貨減ら
しにはならぬ。ですから、ただ条件の緩和とかい
うようなことでこれを糊塗していいやうという
にしかわれわれには感じられないわけでありま
して、ほんとうに円対策の一環としてならば、大きく
これは政府間の開発援助、これは当然でありま
して、そこにやはり計画がなくてはいかぬ。その
ものがなくては打ちにたつておられますから、円対
策の一環としてこの海外経済協力の問題が浮揚
してこない。そこに、要するに金持ちのくせにど
うも金の使い方がおかしいやうな感じがしてし
やうがないのですけれども、これは決心だけはつ
きりまして、そういう方向へ行くのだ、そうし
てやはり円対策の一環としてがんばつていきな
いというぐらひはつきりいたしませんと、これは
いまのお答えではちよつと消極的であるというよ
うな感じがしますが、いかがですか。

○本野政府委員 現在一番緊急な問題となつてお
るのは円対策でございしますが、円対策も、たとえ
ば輸出をば適正化する、輸入を拡大するといった
面で外貨の数を減らすという問題がございする
が、ただいま松尾先生御指摘のとおり、日本の国
としましては、それだけ力があるのだから、それ
で国内体制を整備する、また国際協力を打ち出す
ということ、また、そういうた勢を示すことが
円対策の大きな一環になるのだということとござ
いまして、私もそのとおりだと考えておるのでござ
いまして、さすれば、この国際協力の点につきま
して政府の援助が少くない、これをふやすべきであ
るということとございまして、私もその点お答え
いたしましたが、それならばいついまでにかやる
べきか、そこまでやらなければ力が弱いじやない
かという話がございしましたが、この点は、気持ち
はございしますが、なかなかむずかしい問題がござ
いますのでひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○松尾(信)委員 まあ相手がありますし、その
相手の開発の問題でありますから、日本だけでこ
うしようあししようというわけにまいりません。
それはよくわかります。わかりますけれども、相
手の国は、日本のそのような積極的な姿勢を待つ
てゐるわけですか。そしてやはり大きく先方の開発
途上国のためになることをしてもらいたいと待つ
てゐるわけでありまして、それは日本の姿勢に
よりましては私ばかりといけるのだ、このよう
に思ひます。それで、いまおっしゃった点は、精
神的には了解できますから、ひとつこれを積極的
に今後ともやっていくのだというお気持ちを具体
化してもらいたい。これは強く要望しておく次第
であります。

次は、たびたび私もこの委員会で申し上げてお
ることでありますけれども、東南アジアと日本の
貿易ですけれども、これは毎年毎年約二十億ドル
くらい日本の出超であります。東南アジアの諸国
に対する日本の経済援助、海外経済協力援助とい
うものが大きな柱であります。援助をやつており
ますけれども、他方この貿易面におきましては毎
年二十億ドルという日本の出超である。東南アジ
アの諸国は、その間苦しい外貨を日本に払つてお
る。ですから、どうしてもこれは日本が東南アジ
アの諸国に対する開発援助について力を入れてい
きまないと、貿易面におけるドルの取り過ぎ、他
方経済協力における政府の出し惜しみというふう
なことで、いつまでたつてもこの悪循環というも
のは断てません。どのようにやっていくのかとい
うことをたびたび私はここで質問するわけであ
りますけれども、大いに海外経済協力をやります、
いまこのようなプロジェクトもありますと言われ
るのでありますけれども、一向に——これはいま
からの問題です、いまから大いにやるわけであ
りますから、それができ上れば日本の貿易輸入
量もふえていくことでありますけれども、東
南アジアと日本の貿易、この毎年毎年二十億ド
ルの日本の出超という問題とからんで、この東南
アジア諸国に対する経済協力の基本的なあり方、
こういうものも、もう少しきちっと歩を合わせて
おきまないと問題はいつまでたつても解決しな
いのではないかと、こう思ひますが、これはどなた
もいいのですが、担当の主管のほうからお答え願
ひたいと思ひます。

○新田政府委員 御指摘のとおり、東南アジアと
日本の貿易、日本のかなりの出超が続いておるこ
とは事実でございします。それに対する日本の経済
協力のあり方、いろいろございしますが、やは
りきつめて緊急な援助の方式としては、先般来御
審議願ひつております国際収支の援助としての商品
援助というものが一つの一次的な措置として必要か
と思ひますが、また、何といつても基本的には、
東南アジア諸国の開発による経済水準の向上とい
うのが一番基本にならうかと思ひます。それによ
りまして日本の輸入も進むというふうなことになる
わけとございします。

その場合に、いままで往々にして言われま
すように、日本の資源の収奪とか、そういうたエ
コノミックアニマル論が出るというやうなことがな
いように、やはり相手の立場に立つて、相手の資源
でございしますので、その資源の開発に協力する結
果として日本の輸入もふえる。さらに今後は一歩

進めまして、現地でできるだけ加工して、相手の
工業水準を上げていく、こういう機会をふやして
いく、そういうやうな方向が、また日本の輸入構
成というものを原材料から製品輸入にだんだん変
えていく方向に合致するわけとございします。そ
ういつたことで、今後は援助のしかたとしては、そ
ういつた資金協力のほかに、さらに技術協力もか
らまして、実のある経済協力をやっていく必要が
ある、そういうふうな考え次第でございします。

○松尾(信)委員 そうしますと、この東南アジ
アに対する日本の出超関係、そういうものを是正し
ていかなくはならないと思ひます。それにはや
はり輸入の増大、輸出に対するいろいろの考
え方、こういうものも当然あると思うのであります
けれども、そういうものをひつくるため、東南ア
ジアに対する日本の姿勢がいまのままであります
れば、やはり貿易においては出超、経済協力にお
いてはあまり伸びない、こういう悪循環が今後と
も必ず起こります。これをやはりきちっとして
いきまないと、協力と言ひながら、なけなしの外
貨を貿易面でありましてけれども取つておるので、
これはどうにかしなくちゃならぬ。この悪循環と
いうものを断つべきである。何かひとつ政府のほう
でも発想を改めて、きちっとした考え方、進ん
でいかないといけないのじやないか、この点を
言つてゐるわけでありまして、そのやうな方向で
今後ともいけるかどうか、もう一回念のために
聞いておきます。これは政務次官でけっこうで
す。

○本野政府委員 日本が海外経済協力をいたしま
すゆえんのは、その発展途上国の産業の開
発、それから経済の安定に資するためとございま
して、そういう目的で援助するわけとございま
す。ただいま先生のおっしゃつたお気持ち、その
とおりでございまして、その点は、われわれとい
たしまして十分にくみ取りまして、その線で進
んでいきたい、このように思つておる次第でござ
います。

○松尾(信)委員 この法案の問題につきまして、は、大体以上で私の質問を終わります。

ただ、この経済協力に直接関連しておるかどうかはつきりいたしませんけれども、やはりそういうことに関連いたしまして、非常にじみな仕事を政府でやっていらつしやる。文化交流の面とか、または日本と相手の国との友好親善、こういうものをうんと促進しようというような立場でやっておられるわけでありまして、その面につきまして二、三質問していきたいと思ひます。

最初に文部省の関係ですが、まず留学生の問題でございすけれども、大体留学生の相互交流、日本からの派遣の分と受け入れがございすけれども、現状はわかつておりますから、このような留学生問題について今後どのようにやっていくとするのか。これは予算にも関連いたしてまいりますけれども、まず人員とか相手の国、こういうようなことについてお考えを承りたいと思ひます。

○植木説明員 私ども文部省といたしましては、外務省の御協力を得まして諸外国と留学生交流をやっておるわけにございす。ただいま先生から御質問ございました、今後どのようにこの留学生交流を進めていくか。いろいろ問題点はあるわけにございす。まず量的な問題というものが一つの問題でございす。日本の場合は、留学生を受け入れる場合、何といひましても諸外国に比べましてまだまだ留学生の受け入れの数が少ないわけにございす。したがって、今後とも国内体制の整備あるいは日本語教育の改善、こういった点を進めながら海外からの外国人の留学生の受け入れの数をふやしていきたい、かように考えておりまして、来年度の予算要求でもそういったお願いをしてございす。

それから、日本人の学生を海外にいわば出すほうでございす。まず現在毎年四千人以上の日本人の学生が海外に出ております。しかしながら、日本の置かれたところといった地位からい

まして、もっとも海外に積極的に日本人の学生を送り出す必要がある、このように私も考えております。実はいままでは文部省関係の留学生制度でございす。ほとんど受け入れ制度に重点を置いておつたわけにございす。今年度から新たに日本人の学生を外国の大学へ、国費でもって積極的に送り出す学生国際交流制度と申しております。これを発足させまして、来年度以降さらにそういう日本人の学生を海外に大ぜい送り出すという点も拡充していきたい、このように考えております。

○松尾(信)委員 大体考えはわかりましたが、どうもこの留学生の中で、現在は私費の留学生が非常に多い。八〇%に及ぶ、このようなことでありまして、これは経済的にも余裕のある人でなくてはなかなかできない。もう少しこういうところに力を入れて、多くの経済的にも恵まれないような人でも行けるように、いまあなたがたおつしやうな国費留学生をふやしていきたい、こういうこととばかりいふけれども、今度は、私費と国費の分につきまして今後どのようにやるかということを一言聞きたいと思ひます。

○植木説明員 留学生を大きく分けますと、ただいま先生がおつしやいましたように、国費留学生と私費留学生、このように私も一応分類いたしております。国費留学生の制度は昭和二十九年に発足いたしまして、それ以来待遇改善あるいはいろいろな福祉関係の経費の計上と、年々充実をいたしてまいつたわけにございす。しかしながら、最近私費留学生に対してもっと手を差し伸べるべきである、ただいま先生がおつしやうな意見がここ数年非常に強く出てまいりました。

日本におります留学生四千六百人のうち、約八割というものが実は私費留学生でございまして、やはり日本の大学で勉強するといふ意味では国費留学生と何ら変わりはないわけにございす。いままでとくく国費留学生に重点を置いておりましたので、私費留学生に対して何らかの援助措置を

講ずるべきである、こういうことでいろいろ検討いたしました結果、やはり病氣であるとか、けがをするとか、こういった不慮の事故なり病氣なりが留學生の一番要望していることであらうといふこと、昭和四十六年度に初めて私費外国人留学生に對します医療費の補助制度というものを、国庫補助金で事業としてスタートさせたわけにございす。本年度は、この私費留学生に對します医療費補助の対象範囲を、原則として日本の高等教育機関で勉強しておられます全私費留学生を対象とするといふことで拡充をいたしております。

なお、私費留学生に對しては、もちろん国費留学生と性格は違つたわけにございすけれども、私どもとしては、今後ともできるだけ区別しない方向でまいらうと予算面もお願ひをいたしておる次第でございす。

○松尾(信)委員 わかりました。いまは日本のほうの受け入れの問題と思ひますけれども、日本から出ていく留学生は国費中心でございまして、この点いかがでしよう。

また、私費留学生がそこに相当するといふことでありますならば、今後日本から海外へ派遣される留学生に對しても、国費留学生をうんとふやしていく、このようなお考えがあるかどうか、念のため聞いておきます。

に、昭和二十九年度以来受け入れの重点を置いてやつてきたわけにございす。が、やはり国際的な環境の変化等から、日本の学生を積極的に海外に留学させる、これを国費をもって行なう必要があるといふことで、今年度から学生国際交流制度というものを設けました。これは日本の大学が外国の大学と連絡をとりましてお互いに学生を交換する、あるいは日本の学生を海外に派遣するといふ場合に、文部省のほうから往復旅費あるいは十一月分の奨学金を支給するといふものでございまして、今年度は四十人で行つた。しかしながら、こういった時勢でございすので、来年度以降海外へ国費をもって留学生を出す面もできるだけふやしていきたいといふことで考えておるわけにございす。

○松尾(信)委員 わかりました。入るほうは向こうがやつてくれるわけでありすけれども、何といつても国費で出るほうも経済的にもいろいろ困るでしようから、国費留学生に對してもあつたか

くめんどろを見る、こういう方向でしつかりがんばつてくだされ。

それから対中国関係でありますけれども、それぞれ出ていくほうも中国から来るほうも、いままでは台湾関係である、こう思ひます。そうしますと、いよいよ日中国交回復ができて、相互の文化交流というものを今後は大いにはかつていかなければ相なりませんが、この新しい中国との関係の留学生をどのように考えていらつしやるか、また、どのようにやっていくかと思ひます。

うのがこれまで一貫した姿勢、方針でござい
す。したがって、まだ大使館も互いに設置
をされてないという段階でございまして、現
段階におきまして具体的に何ともまだ申し上げ
られませんが、大使館などが設置された後
におきまして、当然留学生交流の問題というものが
出てくると思っております。私どももいたしまし
ては、文化、教育の交流を拡充する、こういう観
点から前向きに考えていきたいと思っております。

○松尾(信)委員 いま前向きに考えるということ
で了承するわけでありませうけれども、中国は、人
的被害というものは、ここで申し上げたくもない
ほど、この戦争で大きな被害を受けております。
また、経済的に申しまして、五百億ドルという
ような大きな被害を受けておる。その中国が、日
本に対してそのような賠償というものを要求しな
い、このような大きな考え方でございまして、さ
ら、わが国といたしまして、これにこたえてい
かなくちやいかぬのじゃないか。こたえるにはど
のような方法でこたえていくかということはある
ますけれども、日中国交回復というものを一つの
転機にいたしまして、このようななじみな仕事の中
からしっかりと努力してもらいたい。ごく当
然である、こう思うのです。ひとつ決心を新たに
されまして大いにがんばってください。これは私
の強い要望であります。

次に、文部省のほうで現在夏休み期間中、約四
週間いろいろ海外に人を派遣するとか、また、た
ぶん向こうから来てもらうのでしょう。東南アジ
アの諸国からそのような計画があるようにも聞い
たのでありますけれども、どうかということでは
す。そしてあわせて聞いておきますけれども、新
たに日中国交回復ができたわけでありませうから、
そのような計画がかりにあるとするならば、やは
り中国からも相当受け入れを考えていかないと
いかなるのじゃないか。青少年の四週間の夏休みの
見学だとかまたは文化交流を通じての友好親善、
これをどのようにお考えですか。

○植木説明員 私ども留学生交流という場合に
は、普通には大学で少なくとも一年くらい勉強す
る、あるいは数年間勉強するという者を対象にい
たしておるわけでございます。やはり特にアジア
等の開発途上国とわが国との関係を考えました場
合に、こういった一年とか数年という留学生、長
い期間の留学生以外に短期間、ただいま先生が
おっしゃいましたように、たとえば夏休みを活用
いたしまして数週間日本へ来ていろいろ施設を見
学してもらい、あるいは日本人の学生と、ことば
の問題はございませうけれども、お互いに意見を交
換するといふような機会をつくったかどうか、そ
の必要性をかねがね感じております。これはいま
までは予算がございせんので、そういった点で
いろいろと大蔵省のほうにも御相談申し上げてい
るという段階でございませう。従来の長期間の留
生のみならず、そういった面でも、これは必ずし
も文部省だけでなくて、いろいろなところで似た
ような事業をおやりになっておりますけれども、
そういった面も考えていきたい。それによって日
本と各国との友好親善を促進したい。また、そ
こから将来質のよい留学生が日本へ来るというよ
うなよい意味での循環にもなることを期待してい
ろと考えておるわけでございませう。

○松尾(信)委員 いまの問題も大いに推進してく
ださい。
それから、いまのお話は向こうから呼ぶという
ことが重点でありますけれども、こちらからも
行つてもいいのじゃないか、こう思うのです。呼
ぶほうにも大いに力を入れてもらいたいのです。呼
べども、やはり出るほうも夏休みの数週間だけ
こうでありますから、そういう一つの文化交流、
人的な触れ合い、このようなものをしっかりとや
ってもらいたい。いまおことばがありませうでし
たけれども、对中国関係についても当然お考えにな
るかどうか、あわせてお答えください。

○植木説明員 ただいまの短期間の夏休み等にお
きます外国からの学生を呼ぶ計画につきまして
は、どの国にするかというような点は、まだ予算

の段階でいろいろとお願ひしておる段階でござい
ますので、ここで国の名前をあげることは遠慮さ
せていただきますが、できるだけ、私
どももいたしましては、国際交流の趣旨にのつ
りまして、幅広くやっていきたいと思つてござ
います。

なお、日本人の留学生を海外に短期間派遣する
という点でございませうが、これもいろいろな形
でいます。民間の団体の事業などで行なわれてお
ります。現在文部省のほうで考えておりますの
は、私も主として大学を中心と考えております
て、日本の大学から海外の大学へ一年程度留学す
る場合、これに大いに援助しようというものが、こ
しから学生国際交流制度ということでスタート
したばかりでございまして、現在これを拡充し
ていきたい、かように考えておる次第でございま
す。

○松尾(信)委員 文部省の方は以上でけっこうで
ございませう。御苦労でした。
次に、総理府関係いらっしゃいますか。
○蔵内委員長 おります。
○松尾(信)委員 お尋ねしますが、現在総理府と
いたしましては非常に大きな仕事をしておられ
しゃいます。これは勤労青少年を海外に派遣して
お互い国際交流をはかろうというようにと思
うのでありますけれども、これはごく概略でけ
っこうでありますから、現在このようにやつてお
る、その概略を簡単にお知らせ願ひたいと思いま
す。

○眞下説明員 現在総理府で行なっております青
年の国際交流、日本の勤労青年を海外に派遣する
事業といたしまして二つございませう。一つが青年
の船という事業でございませう。もう一つが青年の
海外派遣という事業でございませう。

青年の船の事業でございませうが、これは年一回
青年の船を運航いたしまして、主として東南アジ
ア諸国を数カ国ずつ訪問いたします。そしてこの
船には全国から選ばれた勤労青年約三百二十名
を乗船いたさせまして、船中で研修を行ないなが

ら訪問国を訪問する、こういう事業でございま
す。

いま一つの青年の海外派遣事業でございま
す。これは毎年約百名のやほり全国から選定いた
しました勤労青年、これを九つの班に分けまし
て、世界の各地域に派遣をいたします。そして派
遣先では、やはり数カ国ずつ訪問いたしまして、
それぞれの国においてその国の青年と交歓をし、
またその国の文物を視察をし、国際感覚を養う、
そして帰つてまいり、こういうような事業でござ
います。

大要以上でございます。
○松尾(信)委員 概略はわかりました。
それで東南アジア諸国ということでございます
けれども、これはやはり国交回復後の中国に対し
ましては当然お考えになるべきであらう、こう思
うのであります。その点いかがですか。

○眞下説明員 青年の船は従来東南アジア各国を
訪問しておりますが、对中国との国交正常化が行
なわれました現在、当然来年度以降におきまして
訪問国の一つに中国を考慮するということが考
えられと思ひます。現在のところ、来年度の青年
の船の訪問国については未定でございます。それ
も、その点につきましては、来年度の予算が決定
後、前向きに検討したいと思つております。
青年の海外派遣事業でございませうが、私先ほど
申しました九つの班の中にはアジア班という班が
ございませう。このアジア班の派遣先につきま
しても同様でございます。

○松尾(信)委員 よくわかりました。ところが、
この青年の船に、勤労青年の船でありますけれ
ども、これは県独自でやっておるところもありま
す。県独自ではやはりいろいろ予算その他の面で
弱体というわけでありませうけれども、これは非常
に大事なことであります。県のやっておりますか。
船と国の計画、これはつながりはないのですか。
何か国からの援助とか、県のそのような計画に対
する国の助成というふうなことはいかがになって
おりますか。

○風下説明員 各県で確保して実施しておりますところの青年の船、近年非常に増加をしております。約半数以上の県が現在青年の船を連航しておられる状況でございます。

それで、国の青年の船とのつながりという点でございますけれども、現在のところは直接的なつながりはありません。しかしながら、各県で近年青年の船の事業が活発に行なわれてまいったのは、国におきまして明治百年記念事業の一環として、青年の船の事業を始めた、それが非常に好評でございまして、成果をあげているというところに各県が着目されて、そうして独自の立場で県の青年の船の事業を始めた。こういうわけでございしますが、従来新たにある県で青年の船の事業を始められる場合には、国で行なっております青年の船の事業に一応範をうけられまして、そうして総理府のほうにいろいろ相談に来られるというところがございます。それに對して私どものほうから、できるだけ御助言、御指導を申し上げた、こういう経緯がございます。

○松尾(信)委員 わかりました。できましたらやはり国、県、これはばらばらでなくて、一貫してやる、計画性を持つ、そしてその県、その県でおのおの特色がありますから、そういうものを生かして、大いに国際的な親善友好をはかる、そこにはやはり何と云っても政府の助成というものがそこにはない成果もあげにくいんじゃないかと思えます。今後そういう面におきましてうんと力を入られるように、これは要望であります。そうしてその点についてどのようにされるか。一言でけっこうですが、それで終わりにいたします。

○風下説明員 御趣旨非常にごもっともであると考えますので、今後お説のような線に沿って検討を進めたいと思っております。

○松尾(信)委員 次に、これは通産関係でありますけれども、現在の覚書貿易、これが約来年一ぱいで発展的に解消するというのでありますけれども、これはどのように発展的に解消するのか、そういう点について大まかでございます。このよう

な線に沿ってやっていく考え方である、そういうことでけっこうであります。

そうして、あわせて一緒に、もう時間があるかもしれませんのでお聞きいたしますけれども、次は民間貿易であります。

民間貿易は、ほんとうに国貿促が長年の苦勞をしまして、一生懸命いまだがんばっております。わけでありまして、いよいよ日中関係回復後の中国との貿易関係になりますと、やはり門戸が開放されていかなければいかぬのじゃないか。友好商社の関係ですね、先方はそれぞれ物資によりまして窓口がきまっております。これはどうしようもありません、これは中国の考えでありますので。しかし、日本側といたしましては、この国貿促に對する今後の考え方、民間貿易の友好商社に對する考え方というものを承りたいと思うのです。

○増田政府委員 まずお尋ねの北京にあります覚書事務所が今後どうなるかということでございますが、現在のところでは、北京の覚書貿易事務所は、来年一年で覚書貿易が終了する予定となっております。それに伴って閉鎖される、こういう考えでございます。ただ、事務所の業務には大使館に引き継ぐものと、それからそれ以外のものもございまして、その分につきましては現在まだ中国側には話しておりませんが、そのほうの意見を聞きまして、場合によればジェトロの事務所を設置する、こういうふうな考えております。

それから一般的に中国との今後の貿易関係でございますが、先般調印されました日中共同声明におきまして、貿易に関する協定を締結する交渉を行なうということが合意されておりますので、これにつきましても、いろいろ準備あるいはその前の段階の両方の意思疎通というものが必要と思えますが、それに基きまして基本的な貿易協定あるいは条約が結ばれるということになると思えます。

それからもう一つお尋ねでございました国貿促の関係でございますが、国貿促は中国と日本との

間の国交がないときに、その橋渡しの非常に大きな役目を果たしたわけでございます。今後この国貿促がどうなるかにつきましましては、非常に大きな役目を果たした点を十分考慮に入れながら今後の事態で考えたい、こういうふうな思っております。

○松尾(信)委員 最後でありますけれども、覚書にかかわる政府間協定に関連して思うところがありますけれども、日中経済協会というふうなものが日本側の窓口になるのじゃないかというふうなことで、これが近く発足できるとかいうことでありますけれども、こういう問題と同じく国貿促の関係でありますけれども、片や民間貿易ですね、そういうものにつきましても、従来の国貿促というものの考え方をどのようにしていくのか、それをさらに整備強化していくのか。やはり民間貿易というものがどのように伸びていくかというものが今後の日中貿易の焦点だろうと思えます。現在すでにウエートは民間貿易に移っておりますわけです。ですから、たくさんさんの商社がやはり友好商社となりたい、今後ともそのような方式でいくのか。また何か先ほど申し上げました日中経済協会というものに対応する国貿促、その新しい意味の国貿促というもので、これは日本のような窓口というものをどのようにしていくのか、または参加希望のいまだ出てくるであろう貿易商社というものを、そういう方々に対してはどのように考えていくのかということですが、いかがでありますか。

○増田政府委員 ただいま御質問にありました日中経済協会、これはまだ設立されておられません。が、今後の日中の経済関係の発展に對処して、関係の経済界が幅広く結集いたしましたして、そして日中経済関係に關します長期ビジョン策定とかあるいは民間ベースでの経済交流の積極的推進あるいは情報、資料の提供サービスを行なうために財団法人として設立が進められることになっておるわけでございます。私も、こういう民間の動きに對しては、今後の日中経済の発展の観点か

らこれに積極的に協力していきたい、こういうふうに思っております。それから、日中経済協会と国貿促との関係でございますが、いま申し上げましたように、日中経済協会のほうには日中経済関係に關します長期ビジョンの策定とか、それから民間ベースでの経済交流の積極的推進、情報、資料の提供サービスといたしまして、従来の国貿促の行なっておりますことと若干分野が違ってくるように考えております。国貿促の今後の行き方その他につきましましては国貿促自身もいろいろ考えておるようでございますが、日中経済協会でも国貿促の仕事が入れかわるというところはございません。

○松尾(信)委員 以上で質問を終わります。

○蔵内委員長 通商産業の基本施策に關する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大原亨君。

○大原委員 私は、きょうは広島市への三越百貨店の進出をめぐりましてかなり最近情勢が緊迫いたしましたので、当面のそれをめぐる通産省の見解、これからの方針、そういう問題を中心に簡潔に質問をいたしたいと思います。

まず第一に、広島市に三越が進出する問題については、十合もバスセンターに出てくるわけでありまして、従来ありました福屋百貨店、天満屋百貨店、これの売り場面積の拡大、こういう問題をめぐって数年来いろいろと小売り商、中小企業との間においてトラブルがございまして、昨年も通産大臣の認可をめぐって訴訟問題が起きておるということでもあります。

中小企業対策というものは、今日の段階では政府の施策の中においては非常に軽視されておるわけですが、しかし中小企業の位置づけについてどうするかということは、工業、商業を問わずきわめて重要な問題であるわけでありまして、たとえ必要供給がある程度安定してまいりますと、ヨ

ロッパ等の先進工業園等では中小企業の専門店、
そういうふうなものが百貨店やスーパーよりも高
い信頼度やウエートを持って事業を展開をいたし
ておる、こういう状況を私も見るわけであり
ますが、しかし日本においては今日なお混乱期を
脱していないというふうにわれわれは考えるわけ
です。

そこで、従来の福屋あるいは天満屋の売り場面
積の拡大に引き続いて、十合の広島進出について
はかなり理解が進んでおるわけですが、三越の
広島市進出についてなぜこのような問題が起きる
のかというところに私は問題があると思うのであ
ります。一つの問題点、論争点は、百貨店法の第
五条に基づいて、中小商業の利益を著しく害する
おそれがあると認めるときには同条の許可をして
はならないというふうな通産大臣の許可について
のワタをはめておるわけで、著しい影響というの
は何かということが非常に大きな論争になってお
るわけであります。

地元の小売り商側の意見は、通産省のこの影響
に対する調査のしかたというものが非常に非民主
的で官僚的であつて、地元の小売り商を納得せし
めていない、こういう一つの結論があるわけであ
ります。著しい影響というところになると、これ
はかなり複雑な判断の材料があるので、結局は中
央官庁の主観的な判断で決定するということにな
れば、ここに問題が発生する可能性があるわけであ
ります。通産省は、著しい影響がある、こういう問題
について判断をする際に——簡略に説明してもら
いたいと思うのですが、広島市の三越進出につい
て、どういう基礎に基づいて著しい影響がないと
いうふうに判断をして三越百貨店の進出を認めた
のか、これをひとつ結論的に御答弁をいただきたい
い。

○山下(英)政府委員 一般論と広島市のケースと、
両方兼ねたお答えになりますが、ひとつ先立って
お許しを願いますことは、広島市の個別のケースに
つきましては、現在行政訴訟中の案件でございま
すので、私どもの答弁は行政当局としての答弁に

限られる点をお許しいただきたいと思います。

一般的に百貨店法の運用では、問題は、地元小
売り商店との兼ね合いになります。大原先生御指
摘のとおり、法五条の基本からそういう問題を処
理していかねければならないわけでございますが、
したがって、地元の小売り商、小売店、これと
の摩擦をできるだけ避けて、かりに進出する場合
も処置していく。そのために通産省といたしまし
ては地元の商工会議所、商調協等の意見をまず聞
くことになっております。

その場合に、それではどういう基準で運用して
おるかというのが御質問の焦点だと思ひますが、
私どもは、その周辺の商圏というものをまず現場
で御考慮いただきたい。といひますことは、大体
に行政区画が単位ではございますが、そこに百貨
店が進出し、かつ住民が買いものに行く、あるい
はその百貨店に買いに来る範囲はどのくらい、その
地域を考慮すべきか、これが一つと、それからその
地域内にいる居住者の人数でございます。その二
つと、それから、進出する百貨店の広さ、売り場
面積、この数字を基本的な一つの基準として検討
してもらうということが方針でございます。

○大原委員 裁判における反論もあると思うので
すが、通産省の昨年来の三越の九千平方メートル
の進出許可に対して地元側の小売り商があげて
いるのは、昭和四十五年六月一日現在の広島市
商業統計調査報告書をもとにして影響調査をした
ところ、その結果は、二二％という小売り商に
とって経営不能な状態を招く数字となった、こう
いう主張があるわけですが、これは三越だけではあ
りませんが、いままでの百貨店と十合の進出と三
越の進出、こういうふうに全体を見ての議論であ
ると私は思ふわけですが、しかしその中で一番地
元の抵抗を受けているのは三越であります。

三越に順次焦点をのぼっていくわけですが、これ
も、こういうふうな二二％も影響ありというふう
に小売り商側が考へておるような、そういう資料
や事実があるのに、それに対して納得できるよう
な説得をしないで、そしてはるか離れた中央の通

産大臣の所管として、既定方針どおり、いろいろ
と商調協その他の意見は聞いたけれども、あるい
は小売り商サイドの意見は聞いたけれども、どん
どん既定方針どおり進めていった、そういうこと
に私は問題があると思ふわけですが、そういう
データをあけて、詳細な数字をあげまして反論し
ておるのに、これを説得しないで行政処分を続け
ていった、こういうところに問題があるのではな
いか。この問題についてはどのようにお考えであ
るか、これは説明員でもよろしいからひとつ御答
弁いただきたい。

○山下(英)政府委員 この件は、そもそも昭和
四十四年の十月、三越、十合の申請がありまし
て、天満屋からは十一月、ほとんど同時に三店
から申請がございました。その申請の希望面積
は、三越が二万五千平米、十合が三万平米、天満
屋が一万七千平米、これは相当に大きな数字で
ございます。そこで、政府側はその三店をそれぞ
れどのくらいの売り場面積に協調したらよろしい
かということで、現地の商調協の審議を願つたわ
けでございます。

その際、先ほど申し上げました商圏をどうする
かという点で、私どもが報告を受けましたところ
によりますと、広島市を中心に一市十九町の商
圏でいこうという御意見があったわけございま
す。これは広島地区広域行政懇談会のメンバーの
御主張があったわけでございますが、主として小
売り商側から一市六町に制限すべきだという主張
がございまして、その結果、むしろ小売り商の意
見を重視しようということと、一市六町の商
圏を基礎にいたした経過でございます。その数字は
二万七千平米近くになるわけでございますが、そ
こで基準として、三社で二万六千平米までならば
現地商業との調和もよからうという基準になった
わけでございます。

その総額に對しまして、御承知のとおり三越
九千五百、十合一万五千、天満屋が六千、それが
認可の結論でございますが、商調協の中ではどう
であつたかと言ひますと、私どもが受けておる報

告では、多数意見と少数意見に分かれまして、多
少こまかくなつて恐縮でございますが、簡単に数
字だけ申し上げますと、多数意見は、一万平米、
一万平米、六千平米にしたらどうか、それから少
数意見は、第一百貨店はゼロ、第二百貨店は一万
八千平米、第三百貨店は八千平米でいかがか、い
ずれも総計は二万六千平米になります。

この報告を受けまして百貨店審議会で御審議い
ただいた結果、天満屋の現地における歴史、増設
の歴史等から、これは六千平米、それから三越、
十合の関係は、少数意見が根拠としております中
心街からの距離七百メートルばかりでございますの
で、それを加味しまして千平米の差をつけて九千
五百と一万五千にした、こういう経緯でございま
す。

○大原委員 日本国株式会社というわけではない
けれども、百貨店審議会の審議を経なければなら
ぬ、こういう第五條の規定があつて、その審議を
経た上で通産大臣がいまのような許可をした、こ
ういうことでありますが、たとえば百貨店審議会
のメンバーは六人ですが、その会長さんは三井銀
行の会長がやつてゐる。百貨店との取引が一番多
い、百貨店連盟と取引のある三井銀行の会長が会
長をやつてゐる。小沢利得さんがもと会長をやつ
ておられたわけでありましたが、そういうことで、
他の委員は消費者代表あるいは中立委員でありま
すけれども、そういうことの疑惑、あるいは百貨
店連盟の専断に通産省から天下つてゐる。やはり
既定方針をきめておいてどんな仕事を進めて
いって、小売り商の意見を聞かない、こういう意
見で三越に対する反対、抵抗にいま集中をしてお
るようなふうなことであります。

そこで、一応の経過については説明があり、私
も詳細な資料を持つておるわけですが、やはり百
貨店のそういう売り場面積の許可については、
権限は地方自治体に、知事や市町村長に移譲
をして、そうして商圏の範囲や影響判断というふ
うなものをやるべきではないか。遠い東京で権限
を通産大臣が持つて、これを背景として地方自治

体においてその意見をそんたくしながら進めていくという形が、今回のような意見のそごを生んでいるのじゃないか。そういう問題は今後の始末のしかた、処理のしかたを含めて、そういう反省点に立つべきじゃないか、あるいは必要ならば法律改正すべきではないか。こういうものを一々東京のほうでやるということではなしに、中央政府は大きなワタをきめておいて、そうして実際の権限は自治体にまかしておいて、消費者と中小企業の十分の討論や意思統一の上に、やはり百貨店も一定のルールの上で入ってくる、こういうことがよろしいのではないかと、ふうに私は思いますが、私が指摘した点について反省する余地ありやいなや、いかがですか。

○山下(英)政府委員 第一点の百貨店審議会の委員は、中央で、確かに人数も、現在小江先生がなくなられて六名、一人欠員、少数の人数でございします。会長は、従来小江先生が会長の間副会長をしておられて、なくなれると同時に会長につかれたわけですが、残りは大学の先生、ジャーナリズム、商工会議所あるいは消費者連盟、地婦連というぐあいにわりあい広く御参加を願っておる次第でございまして、中央の審議会としてはバランスのとれた審議会だと私も思っております。

ただ、第二点の先生御指摘の県知事その他自治体の長に移譲してはどうかという点につきましては、実は百貨店法をどう運用し、これをあるいは改正が必要でないかということと産業構造審議会の付属委員会におきまして長期にわたって御検討いただいて、八月十四日に答申をいただいたわけですが、その委員会でも御検討いただいた一つの項目でございします。

その審議会の答申では、ただ百貨店法改正の方向を示唆されておりますが、その審議会の結論では、現地の商調協というものは従来どおり尊重していくこと、また現在におきまして地方自治体の職員が商調協に参加しておるわけでございます。そのほかに、自治体の意見を聞くということ

も従来ともやっておったわけですが、権限を移譲するという点につきましては、全国統一基準の必要もある中で中央で従来どおりやたらどうかという御意見になっております。

私も行政機関としては、先生御示唆いただきました点も今後反省、検討の一つの要素として、さらに国会に百貨店法改正の御審議を願う前には再三検討を続けていきたいと存じます。

○大原委員 つまり権限が通産大臣にありまして、商調協でかなり各界の代表がやっております。自治体の代表は、自分が責任を負ってないから、中央へ責任をおつかせておいて、そして既定方針どおりやるということになりがちです。やら、やはり自治体が責任と権限を持って、消費者と中小企業の将来を考えながらそういう仕事の分野を明確にしていこうということが必要ではないか。そういうことを中央集権的にやるから、中央においては大きな企業の力が強い、政治力が強い、こういうことが常に疑惑をもつて見られる。たとえば、このポイントの影響調査をやったもののじゃないか、大ざっぱな数字をはじいただけでやってないのじゃないか、こういう議論がある。

これは最後にいたしておきますが、そこで統一して、私は、これをいろいろ聞き資料を調べるなり、いろいろな政策について目を通しながら思ったこととありますが、百貨店の許可、認可にあたって従来どおりでいいかどうか、発想の転換が必要でないかどうかということに痛切に感じました。というのは、広島市は五十数万、六十万の都市ですが、皆さん方のほうでは、仙台と福岡をいっつも比較されておりますけれども、しかし、その周辺にはやはり七、八十万あるわけです。ただその商圏にとつて、一市六町というお話がありましたけれども、最終的にはそれは全員一致であったというお話ですが、その周辺からずっと集中している広島の中で、たとえば天満屋、福屋、今度はセンターに十合ができる。今度は三越がビルにできる。四つの百貨店がここへ全部床面積を

拡大して集中すれば、自動車もそれからバスも交通機関も、つまり過密状況をそこにつくり出すようなものであつて、これは日本列島改造論もインチャキウさいけれども、分散とかいうふうな思想とはちよつと離れておるのじゃないか。従来の古い考えじゃないか。この程度の商圏であるから、人口があつて面積があるから、百貨店がこれだけはいじょうぶだという考え方は、いまや捨てなければいけないのじゃないか。ここへ四つの百貨店がずつと集中したら、大きな資本力と信用力と宣伝力をもつてやったら、人間が集まつてしまつて過密による弊害や環境破壊というものが出てくるのじゃないか。こういう観点でのチェックや規制というものはあつてもいいのじゃないか。私はそう思うのです。

私は別の角度、この中小企業と百貨店との関係だけをいままで議論してきたというワケだけではないに、そういう認可のあり方というものが、従来の法律どおりで、あなたが答弁したような形だけのそういう基準をやつていいのかわるか。過密を助長して、そして公害や環境破壊やこういう交通戦争を激化させるようなことがいいのかわるか。

きょうは建設省に出席を願っておりますが、都市計画の上で百貨店の立地その他について、スパーの立地その他について、やはりそういう観点でチェックをするような立場をとるべきではないのかということをお私は小売り商の方々の意見とは別に痛感いたしました。いかがですか、建設省。

○宮繁説明員 建設省の都市計画課長でございすけれども、お答えいたします。いまお話がございましたように、特定の地域に大規模な施設が集中いたしましたとして、過度に市街地の密度が上がつてまいりますと、場合によりましては交通の混雑その他の都市環境の悪化をもたらすおそれが多分でございます。それで、その対策といたしましては、まずその都市なりその地域なりにふさわしい道路とか公園とか駐車場等の都市施設の整備を促進いたさなければなりませんけれども、しかしそれだけではなかなか限度もござ

いましてたいへんでございますので、先般建築基準法を改正いたしましたとして、都市施設とバランスのとれた密度の市街地を構成できますように、用途地域という制度がございしますが、これは都市の中を住居地域であるとか工業地域であるとか、そういったような土地の利用の区分をいたすわけでございしますが、そういう土地利用の区分に應じまして建物の容積率、すなわち建物の総延べ面積と敷地面積との割合でございすけれども、これをいま申し上げました地域別にそれぞれ都市計画で定めることにいたしました。これはいま申し上げましたように、公共施設の整備計画であるとか、あるいは土地の利用の動向であるとか、こういったものを勘案いたしまして、交通混雑等の都市環境の悪化がもたらされないような適切な容積率というものをそれぞれの地域に都市計画できめてまいりますけれども、いままでの制度をこれに全部改めますのは、法律で四十八年の十二月までにやることになっております。

広島におきましてはいま作業中でございまして、来年の六月に新制度に切りかえるべく、市で現在作業をやっております。そういう意味合いでは、現在広島におきましては旧建築基準法の適用がありまして、商業地域におきましては建物の高さが三十一メートル、それから建築率、すなわち建物の敷地面積と土地面積の割合が七〇%、こういうような制限が働いておるわけでございす。

それで、いま申し上げましたように市街地の密度といひますか、容積率といひますか、それと都市施設がバランスのとれたような新しい容積率を建築基準法の改正で導入したわけでございすけれども、先生がいまおっしゃいましたような業種別にチェックの手段ということになりますと、現在の都市計画法の体系ではややむずかしいのではないかと。それで都市計画法の中では、いま申し上げましたように、地域別の土地利用の規制あるいは市街地の容積と都市施設のバランスをとる、こう

いうふうなところまでが規制の限度ではなからうかというふうなことを考へております。

○大原委員 あなたの説明することは、あなたのセクトとしての考えとしてはわかるのだけれども、私が言うのは、広島県なら県に百貨店審議会をおろしておいて、そこには都市計画上の観点から交通上の観点からも全部参加して、そうして消費者や中小企業の利益の調和をはかりながら百貨店の立地をきめていく、あるいは制限をしていく、許可をしていく、こういうやり方をやはり考える必要があるのではないかと。中央に置けば、あつちに行ったりこちに行ったりしなければならぬから、知事が総合行政をしておるわけだから、具体的にやるのがいいのではないかと。通産大臣の権限をおろしなさいという議論と私は関係しておると思うのです。

問題はもう一つ。これは私が調査しておつて考へてましたことは、いま日本の高度成長の中でそのメカニズムは、技術革新で大量生産、大量消費だ。商売では過剰サービス、日本くらいサービスをやっていくところはないわけだ。これは宣伝を含めてやっていくわけだ。そこで、そういう資本力があつたところ、やはり百貨店に客が集中するわけだ。しかし、これは事実をオーバーして客を集めたり物を消費したりしている点が多分にあるわけだ。ですから、これは中小企業では共同化とかいふような問題になるかもしれないけれども、中小企業の育成の問題になるかもしれないけれども、これが非常に大きな客寄せの原因になつておる。ひどいになると目玉だけで、あと全部インテックきくような商売をやつていくけれども、目玉を中心にしてばんと客を集めてほかのものを売っていく、こういう宣伝のしかたもある。だから、そういうことについてのコントロールを百貨店にも求めるといふことは、これは誇大宣伝の問題以外にはむづかしいかと思ふけれども、公取の権限その他以外にはむづかしいかと思ふけれども、しかし実際にはそれぞれが特売日やその他ずっと特別の宣伝をやると、関係の地元の

客が、専門店その他は一斉に潮が引いたように客がいなくなる、その日やその前後はいなくなる、こういうことがいわれておるわけだ。だからそういうやり方の問題について、ひとつこれからコントロールする方法があるかないかを聞かしてもらいたい。

それからもう一つは、三越が出てきた場合、問題は三越がなぜ目のかたきになつておるのか。十合等については全部が全部ではないがやや理解はされておるが、三越がなぜかというところ、やはりいまの三越が許可を受けたビルで九千平方メートル以外に二万数千平方メートル全部でフロアを持つていて、そこへ三越の資本系列とか、あるいは従属下にあるとか、あるいは直接関係のあるような企業が入つてきて、そしてさらに売り場の面積を拡大するといふ既定事実の上にそこを占拠する、地元からはほとんど入れない、そういうことや、あるいは販売のやり方が非常に独断的であつて、何ら天満屋とかあるいは福屋等の地元の百貨店のように、中小企業の団体と意見を交換し、調整してやらないといふふうな、そういう三越の持つてくる体質について、あるいはやり方について、実際に各方面を小売り商の皆さん方が見てきて、これはひどい、こんな企業が来たんで困る、こういうことになつておるのではないかと。これらの問題については、やはり十分意思疎通をした上で、私は、通産大臣は民主的な行政を進めることが必要ではないかと思ふわけだ。

以上申し上げた二、三点についての見解を聞かしてもらいたい。

○山下(英)政府委員 大企業の広告宣伝のしかたにつきましましては、初め一般論になつて恐縮でございますが、私どもとしても、おりに触れ行政上の問題とすることがございます。ただ、これを規制するとか、何らかの勧告行政等で一般的に規制する状態ではございません。

そこで、百貨店の場合ですけれども、目に余る場合には、行政指導で当事者と話し合いながら弊害を最小限にしていくようにしておるのが現状で

ございます。過大の包装あるいは御指摘になりました過剰のサービス等につきまして、私どものところにも苦情のくる場合がございます。たとえば、包装につきましては、社団法人包装技術協会というふうなものをつくつて誘導しております。また、百貨店協会の中でも過大包装に関する委員会をつくつて、これは私自身が見ますところ、最近では相当に活発にやっております。特に石油化学製品等の公害とからみまして、すみやかな措置でこれを排除したりしてきておる次第でございます。

三越のやり方についての評価を伺いましたが、私どものほうにも、おりに触れそういう非難がくる場合がございます。これは広島に限らず全国においてございます。ただ、これはほかの百貨店の場合にも類似のものもございます。その場合には、私どもも、やはり先ほど同じ目に余る場合には、百貨店法の規定そのものではございませぬけれども、行政上の指導として当事者と話し合つております。

広島の場合に私どもも関心を払つておりますのは、御指摘の建物そのものが三万平米近い建物でございまして、その中で売り場面積として九千五百平米を許可した。これは百貨店法の運用上からいへば、かなりその九千五百平米以外の場所が三越百貨店の売り場に使われることは、これは許可違反ですけれども、それが、そういう疑いを庶民なり小売り店から持たれるような運用になることは絶対に避けるように指導してまいりたい、こう思つております。

一部地元の方々が心配しておられます広島以外の地域から大型商店をそこに誘致して、あるいは三越の資本系列のもとに埋めていくというふうなことはしないように指導してまいります。できるだけ地元の商店、小売り商、こういう方に入つてもらつて活用していくというのを第一に考えておるわけでございます。

そのほか、たとえば地元のスーパーとか地元の百貨店がやつております広告宣伝の慣行あるいは

配送区域、こういうものには進出百貨店として当然協調的にやるようにということを指導しておる次第でございます。

○大原委員 それでは重ねて、最後ですが、つまり百貨店の三越の商売のやり方、たとえば千葉等に見られるように他の商店、地元の商店の名前を使いながら実際には三越が出ていくというふうな形をとつていつて、トラブルを起こしたような例もあります。もうぐりみいたいな、脱法行為みたいなものでございしますが、やはりいまお答えになりましたような、フロアは狭くやられておるけれども、実際には大きく使つていつて、既成事実をつくつておいていつても差しかえができるようにしておくとどういふふうな考えでやつておるのじゃないかと。買上げ品についてのいろいろな配達の問題、その他いろいろの問題がございします。したがつて、こういう問題に対する対策としては、私は非常にむづかしいと思ひますが、やはり小売り商、中小企業自体のいわゆる商圏の確立の問題があつて、そしてこれを近代化しあるいは専門化し、存立の独立性といふものを発揮できるように施策が必要であると一緒に、これは従業員その他を持つておつて一つの大きな消費者を形成したしておるわけでありまして、やはり私は中小企業が持つておる人間関係というか、品物について責任を持つていうか、品物についての勉強のしかたというか、これが専門店として、あるいは小売り商として独自の領域を開くようになって、そして商売が進んでいくならば、それほど大きな混乱はないのじゃないか、世界各国を見て、ないのでないか。一応はやはり専門店であるといふふうな考え方が常識化しておるのじゃないか。中小企業はそれ以外にもたくさん商品を取扱つておるわけですから、それぞれ地域に密着しておるのではないかと。もちろん生協等の分野についても私はそうだと思いますけれども、そういう点で、いまのやり方は非常に中央集権的であつて、天下り的であつて、非民主的であつて、その影響調査のしか

たから、手続の進め方から納得できないという意見が非常にあるわけですから、そういうところを前提として、いま裁判にはなっておりますが、事が進んでおることは事実でありますから、それらの意見を十分聞きながら、そのために大きな抵抗ができる、障害ができるというようなことがないように、慎重な配慮をしてもらいたい。

たとえば、三越の包装を持って歩くだけでもかつこうがいいという買入があるのですが、そんなばかげた商売はいまや日本ではあるべきじゃない。外国に行つて、日本のようにあんなりっぱな包装をしてくれたり、大きな袋に入れて持ったりするところはないわけです。それよりも値段を下げるとか、内容を充実させるとかいうことに競争を向けるべきです。ですから、そういう点でひとつ、こういう機会に従来の疑惑を一掃するような態度でこれからの問題を処理してもらいたい。

私は、きょうは一応問題だけをあげておいて、そしてこれから後に、これらの推移を見ながらさらに全体の問題を新しい観点から議論していきたい、こういうふうに思っておりますので、最後にひとつお答えをいただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

○山下(美)政府委員 百貨店法の運用に関連いたしまして、百貨店自身の進出がその小売り商業と非常に利害が相反する場合がある、と同時に、いま御指摘ありましたとおり、その住民、特に消費者の便宜ということも考える、そして流通の近代化を考える、ここにこの法律の運用に関連いたしまして大きく三つ、四つの観点がございまして、たゞいま御指摘ありましたとおりで、私もどもしかと認識しております。したがって、百貨店法そのものの改正と先ほど御説明しましたように取り組んでおる次第でございますとともに、また中小企業庁におきましては、中小小売りの振興のために、場合によっては次期国会に法案を出す必要があるのじゃないかという点も検討いたしておる次第でございます。ただいまのおこぼ

を体しまして、今後とも検討してまいりたい、こう思います。

○蔵内委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 それじゃ、山形重工業局長に簡潔に質問いたしますから、答弁もひとつ簡潔明瞭にお答えいただきたい。

三菱製鋼株式会社は長崎場所に対して合理化案を提示しておるといことが伝えられておるのですが、その内容を御承知かどうか。

○山形(栄)政府委員 お答え申し上げます。

三菱製鋼の長崎製鋼所が、最近の景況の悪化に關係いたしましたして、去年九月に二百五十八名の配置転換及びそれに關連して残余の部分の会社からの分離というかつこうの案を非公式に組合側に提示いたしましたして、その後、組合と折衝を続けておりますけれども、現時点におきましては、この配置転換をぜひ会社側の実態に應じてのんでいただきた、そののんでいただく限りにおきましては長崎製鋼所の存続はそのまま存続するというかっこうに現在相なつておるとわれわれのほうは報告を受けております。

○中村(重)委員 二百五十八名の配転案を示しているということですね。それで、そうした合理化をやらなければ長崎場所の存続そのものに問題があるという理由づけであるということですが、どうしてそういうことになったのか、よって来た原因というふうなものがあるのか、どう思うのですか、この点はいかがですか。

○山形(栄)政府委員 三菱製鋼という会社は、御存じのとおり特殊鋼をつくつておまして、全般的に特殊鋼の景況というのはいささかでございますけれども、この長崎製鋼所といふのは、三菱製鋼所の全部で五つぐらい工場があるうちのひとつでございますが、この長崎では大型の鋼製品の加工をやっております。この大型の鋼製品といふのは、その用途が電力の発電機のシャフト、それから鉄鋼関係のロール、石油化学の反応塔というふうに、非常に大型の設備投資関連の機材でございます。御存じのとおり、それらの大型の

設備投資がいま沈滞しておりますので、三菱製鋼株式会社の中におきまして、特にこの長崎製鋼所の生産活動というのが非常に沈滞しておるといふのが現状でございます。

○中村(重)委員 私の調査によると、累積企業赤字が三十六億、毎月二億ぐらいの赤字が出るのだという。会社側は長崎場所のほうに赤字になっておるといふことを言つておるようだけれども、そうではない、その赤字の原因というのは長崎場所にあるのではなくて、会社全体の経営のあり方というところに問題があるということになってい

る、したがって、会社の示す二百五十八名の合理化案というものは組合としてはのめないのだというところのようでございます。

局長は、二年前に三菱製鋼が鋼鍛鋼品の大型化計画というものを立てて、日本鋼鍛鋼株式会社を設立した経緯を御承知になっていらっしゃるかと思います。

〔委員長退席、浦野委員長代理着席〕

○山形(栄)政府委員 非常に大型の鋼鍛鋼品につきましてはいよいよ大型のプレスが必要でございます。これは日本で一番大きいのを持っておりますのが日本製鋼所でございます。三菱製鋼といはしましては、今後の需要等を勘案いたしまして、いま先生御指摘のとおり、四十五年に三菱製鋼と新日鉄との共同出資で日本鋼鍛鋼という会社をつくりまして、そこに一万トンプレスを設置いたしたわけでございまして、現時点におきまして一万トン級以上の鋼鍛鋼のプレスを持っておりますのは、先ほど言いました日本製鋼所と三菱製鋼との二社でございます。そういう経緯で日本鋼鍛鋼という会社をつくられたわけでございまして、

○中村(重)委員 通産省は、この鉄鋼関係というものは他の産業と比較して非常に強い関心をお持ちになっておる。私もから見ると、むしろ過保護といわれるくらいに鉄鋼関係に對しましては情熱を傾けて、いろいろな保護政策をおとりになつておられるようなんです。現在の不況カルテルもその典型的なものだといふふうに私は考える

くらいでございます。私は、このカルテルの問題についてはあらためてまた適當な機会にお尋ねをいたしたい、こう思つておるわけですが、当時長崎製鋼が日本鋼鍛鋼株式会社を設立するにあたりましては、当然通産省に対する相談があつたでしようし、これに對し適當なサセションもされたことだろうと思つてございしますが、そのとおりであつたかどうか伺いたい。

○山形(栄)政府委員 日本鋼鍛鋼ができましたときに、簡単に申し上げますと、会社側の要望では一万二千トンのプレスを設置いたしたいということであつたわけでございまして、先ほど来申し上げましたような、ほかの会社の能力等との關係、今後の需要の見通し等の關係もございまして、これを一万トンプレスに縮減いたしまして、行政指導で行なつた経緯はございまして、

○中村(重)委員 この日本鋼鍛鋼株式会社の経営がどうも思わしくない、軌道に乗らないといつたようなことが、いまの三十億という累積赤字を生むに至つた原因であるというように私は承知をいたしておるわけです。当時というのは二年前でございまして、会社は、長崎場所の従業員の約六百名を戸畑の日本鋼鍛鋼株式会社、いわゆる新工場に配転をさせたわけなんです。そのとき、従業員はなかなか配転に応じなかつた。三菱製鋼は、どちらかというと土着の人が非常に多いわけなんです。地理的な關係からそういうことに突はなるとありますが、そのとき、会社としても説得をこれとめまして、実は条件を出したのである。そのときの条件は、今後千三百名の人員を必ず確保するということであつたわけなんです。ところが、二年たちました現在、すでに千二百三十名に減らされておるといふような実態、それにかつて加えて今回会社は、赤字であるからというので、先ほどお答えになりましたように、この二百五十八名の配転を新たに要求するということ、組合に提示をしたということになっておる。しかもまた、二百五十八名にとどまらないで、二年間にまだ相當の配転がなされるであろうということが予想されて

いるわけですね。ここで従業員は非常に起こっているわけですね。長崎場所が赤字というけれども、現実にはそうではないじゃないか。赤字の原因というのは会社の見通しの誤りであるし、新工場の経営がうまく軌道に乗らなかったというところにあるのではないか。当時千三百名を確保するという約束をしておりながら、二年たつたたない間に新たに二百五十八名の配転をしよう。さらにまた、二年の間には相当数の配転というものが要求されるのではないか。また、それだけにどこまでも、長崎場所そのものを根こそぎなくしてしまおうという考え方を持っておるのではないかと不安を案は組合側が持っている。したがって、会社に対して将来のビジョンを示さない、こう言っている。ところが会社は一向そのビジョンを示そうといたしません。

今日私は、あなたに対し釈明を申し上げるまでもないわけでありすけれども、会社の経営というものは経営者、従業員両者が相まってなされておるであらうことは言うまでもないわけでありす。二年前の組合に提示された約束というものはごにじしてしまつた。会社はこういうことなんだから、どうしてもその二百五十八名減らさなければならぬのだ。全く切り捨てごめんというふうな会社側のそういう態度に對しては、組合員がこれに對して納得できないというところは当然であると思ひます。それらの経緯について御承知なのかどうか。私はこの質問をするにあたりましては、その内容等についてあらかじめ局長のほうに御連絡を申し上げておきましたので、局長も会社から事情を聴取されたのでありす。局長も、それらの点について会社の考え方についてひとつお聞かせいただきたいと思うのです。

〔浦野委員長代理退席、委員長着席〕

○山形(米)政府委員 われわれのほうで聴取しましたところでは、社長はのうから千二百五十名の人員の確保ということをお口頭で申し上げたことは確かであるけれども、これはいづゆる協定書とい

うようなかつこうにはなつてないという連絡は受けております。ただ、会社側といたしまして、そういう形式論は別にいたしまして、できる限りその方向で努力したい。しかし、何ぶんにもいま長崎製鋼所の設備の稼働率は非常に悪く、反面日本製鋼所のほうも業績は悪いのでございますけれども、ここは全体の鉄鋼、新日鉄の製品の需要も受けておりました、長崎製鋼所に比較しますと需給面で若干余剰な点もあるので、何とか両方を合せてこの際切り抜きたい、こういう報告をわれわれは受けておる次第でございます。

○中村(重)委員 長崎場所を縮小しなくても、いまあなたが答えになりましたような新日鉄で生産をしているものを長崎場所で行くとか、あるいは三菱製鋼で生産をしているものを長崎場所で行くとか、加工することができるとか、やろうとすればいろいろの方法はあるわけですね。むしろ私は、会社の合理化案というものは、あの広大な敷地であるいは七、八十万くらいは相場が出るのではないかと、こう思っているわけですが、むしろこれを処分しようという考え方があつたのではないかと、うように思ふわけですね。この長崎場所の縮小は下請け関連企業に對しては重大な影響を及ぼすというところは言うまでもないわけでありす。

いま一つ私は山形局長に注意を喚起したいことは、工業再配置促進法はすでに実施の段階にございす。田中総理の日本列島改造論、いわゆる移転促進地域と調整地域、それから誘導地域という形になつてゐる。長崎は過疎県であります。むしろ誘導地域に指定されなければならぬ地域にある。その地域へ工場を誘致することはあつても、工場がここから出ていくといったようなことだけは何としても最大の努力をして歯どめを加えなければならぬ、こう私は考えているわけでありす。したがって、民間企業でありましても、鉄鋼産業というものは産業の米であるし、また日本の経済に及ぼす影響はきつめて重大であるというところを考へてみますとき、山形局長は、

もつと情熱をもつて、この会社がいま提示しておりますところの二百五十八名の合理化案を撤回させる、できるならば長崎場所というものを健全な姿で運営されるよう指導される必要がある、私はそのように思ふのでありますが、山形局長の決意のほどをひとつ伺いたいと思ひます。

○山形(米)政府委員 私は基本的に先生のお考えに賛成でございます。

実は、先般、会社の代表者を呼びましていろいろと事情も聴取したわけでございますけれども、私たちのほうの基本的な考えは、できるだけ従業員の配置転換は避けるべきであるという考えでございます。いまの御意見の趣旨も体しまして、再度会社の代表から事情を聴取して、できる限りその方向で処理したい。たとえかきに、どうしてもやるといふ場合でも、これをできる限り最小限度に行ない、かつ住宅問題、身分保障問題等の万全なる措置というものは当然必要だと思ひますが、基本的にはできる限りこの配置転換そのものを避けるような方向で会社側に指導を行ないたい、こう思つておる次第でございます。

○中村(重)委員 五時になりましたから、法律案を上げる約束の時間でございますので私はこれで終りたいと思ひますが、山形局長のいまの答弁に私は大きな期待をいたします。

ともあれ、組合が要求しておりますように、会社は誠意をもつてビジョンを示す、そのことが必要であると思ひますので、会社に対して、いまお答えがございましたように二百五十八名の撤回ということをさらに強く説得をしていただく。同時に、組合員に対する不安を与えないように、いわゆるビジョンを示すということにつきましても十分適切な指導をしていただくことを要請をいたしまして、私の質問を終わります。

○蔵内委員長 内閣提出、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は終了いたしました。

○蔵内委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蔵内委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○蔵内委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○蔵内委員長 通商産業の基本施策に関する件及び経済総合計画に関する件について調査を進めます。

この際、おはかりいたします。

對外経済関係の調整に関する件について、決議をいたしたいと思ひます。

本件につきましては、理事各位において御協議をお願いいたしましたところ、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党間の協議がととのい、お手元に配付いたしておりますとおりの案文がまゝとりました。

まず、決議の案文を朗読いたします。

對外経済関係の調整に関する件(案)

政府は、現下の内外経済情勢にかんがみ、對外経済関係の調整にあたり、次の諸点について適切

な措置を講ずべきである。

一、わが国の経済協力が真に発展途上国の国民福祉の向上に役立つものとするため、すみやかに政府開発援助の量的拡大及び援助条件の改善並びに多国間援助の拡大を図るとともに、経済協力の具体的実施にあつては、発展途上国の意向を十分尊重すること。

二、対外経済関係の調整にあたり、特に輸出の適正化、輸入の拡大等を図るとともに、中小企業が不当に圧迫をこうむることのないよう万全の対策を講ずること。

三、当面する国際収支の均衡回復に資するため、社会資本の整備、社会保障、環境保全対策等の抜本的拡充を図り、福祉指向型経済への転換を積極的に促進すること。

右決議する。

おはかりいたします。

ただいま朗読いたしました案文を本委員会の決議とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○蔵内委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

ただいまの決議に対し、政府より発言を求められております。これを許します。経済企画政務次官木野晴夫君。

○木野政府委員 ただいまの御決議につきまして、経済企画庁といたしまして、その御趣旨を尊重し、遺憾なきを期する所存でございます。

○蔵内委員長 通商産業政務次官丹羽久章君。

○丹羽政府委員 ただいま御決議になりました對外経済関係の調整に関する件につきましては、通商産業省におきましては、万全の措置をとるべく努力をする所存であります。

○蔵内委員長 なお、本決議の議長に対する報告及び関係方面への参考送付の取り扱いについては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○蔵内委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時十七分散会